

株式交換に係る事前開示書面
(会社法 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2025 年 6 月 5 日

日本高周波鋼業株式会社

2025 年 6 月 5 日

株式交換に係る事前開示事項

東京都千代田区岩本町一丁目 10 番 5 号
日本高周波鋼業株式会社
代表取締役社長 小椋 大輔

当社は、2025 年 5 月 12 日付で株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」といい、神戸製鋼所と当社を総称して、「両社」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 2 月 2 日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、神戸製鋼所を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 1 号、同第 3 項）

別紙 2 のとおりです。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号、同第 4 項）

別紙 3 のとおりです。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号、同第 5 項）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号、同第 6 項）

（1）株式交換完全親会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号、同第 6 項第 1 号イ）

別紙 4 のとおりです。

（2）株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号、同第 6 項第 1 号ロ）

該当事項はありません。

（3）株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号、同第 6 項第 1 号ハ）

- ① 神戸製鋼所は、2024 年 9 月 30 日開催の取締役会において、神戸製鋼所の持分法適用関連会社である関西熱化学株式会社の出資持分を追加取得し、連結子会社することを決議いたしました。その後、2024 年 10 月 31 日付けで関西熱化学株式会社を連結子会社化しました。
 - ② 神戸製鋼所は、2025 年 2 月 6 日に、神戸製鋼所が保有する日本製鉄株式会社の株式(6,744,000 株)を全て売却することを決定いたしました。売却時期については、市場の動向等を見極めたうえで判断いたします。
 - ③ 神戸製鋼所は、2025 年 5 月 12 日開催の取締役会において、神戸製鋼所を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 をご参照ください。
- (4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号、同第 6 項第 2 号イ）
- ① 当社は、2024 年 2 月 22 日、当社の連結子会社である高周波精密株式会社との間で、高周波精密株式会社を吸収合併消滅会社、当社を吸収合併存続会社とし、効力発生日を 2024 年 4 月 1 日とする吸収合併契約を締結しています。かかる吸収合併により、当社は、2024 年 4 月 1 日付けで、高周波精密株式会社が有する権利義務を承継しています。
 - ② 当社は、2025 年 5 月 12 日開催の取締役会において、神戸製鋼所を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 をご参照ください。
 - ③ 当社は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点において消却する予定です。
6. 株式交換の効力発生日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号）
- 会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はありませんので、該当事項はありません。
7. 株式交換契約備置開始日後株式交換が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項株（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 6 号）
- 該当事項はございません。

以上

別紙 1 本株式交換契約の内容

次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書（写）

株式会社神戸製鋼所（以下「甲」という。）及び日本高周波鋼業株式会社（以下「乙」という。）は、2025年5月12日（以下「本契約締結日」という。）付けで、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本株式交換）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

（商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社神戸製鋼所

住所：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号

乙（株式交換完全子会社）

商号：日本高周波鋼業株式会社

住所：東京都千代田区岩本町一丁目10番5号

（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に、0.26を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.26株の割合をもって、前項の甲の普通株式を割り当てる。

3 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

（資本金及び準備金に関する事項）

第4条 本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

0円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

(3) 利益準備金の額

0円

（効力発生日）

第5条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年2月2日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

(株式交換契約承認株主総会)

- 第6条 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求めるものとする。
- 2 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求めるものとする。

(会社財産の管理等)

- 第7条 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、且つ、それぞれの子会社をして行わせるものとし、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に甲及び乙が協議し合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

(剰余金の配当等)

- 第8条 甲は、2025年3月31日を基準日として、1株当たり55円を限度として、また、2025年9月30日を基準日として、1株当たり55円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
- 2 甲は、2025年5月12日開催の取締役会において決議した以下の内容の自己株式取得を行うことができる。
- (1) 取得する株式の種類：甲普通株式
 - (2) 取得する株式の総数：190万株
 - (3) 株式の取得価額の総額：39億円
 - (4) 取得する期間：2025年5月13日から2025年6月9日
 - (5) 取得の方法：市場買付
- 3 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当及び本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わないものとする。

(自己株式の処理)

- 第9条 乙は、本効力発生日の前日までになされる取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却するものとする。

(本契約の変更及び解除)

- 第10条 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の

上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、本効力発生日の前日までに本契約について第6条第1項ただし書に定める甲の株主総会の決議による承認（ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合に限る。）若しくは第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合、本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、その解決を図るものとする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年5月12日

甲：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号
株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長 勝川 四志彦

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025年 5 月 12 日

乙：東京都千代田区岩本町一丁目10番 5 号
日本高周波鋼業株式会社
代表取締役社長 小椋 大輔

別紙2 交換対価の相当性に関する事項

第1. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	神戸製鋼所 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.26
本株式交換により交付する株式数	神戸製鋼所の普通株式（以下「神戸製鋼所株式」といいます）：1,840,444株（予定）	

（注1）株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株に対して、神戸製鋼所株式0.26株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において神戸製鋼所が保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

（注2）本株式交換より交付する神戸製鋼所株式の数

神戸製鋼所は、本株式交換に際して、本株式交換により神戸製鋼所が当社の発行済株式（ただし、神戸製鋼所が保有する当社株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、以下の当社による自己株式の消却後の株主をいい、神戸製鋼所を除きます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、その保有する当社株式の数の合計に本株式交換比率を乗じて得た株数の神戸製鋼所株式を交付いたします。

また、神戸製鋼所が交付する株式は、神戸製鋼所が2025年5月12日時点で保有する自己株式及び神戸製鋼所が2025年5月12日以降に新たに取得する自己株式の一部を充当する予定であり、現時点で本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。神戸製鋼所による2025年5月12日以降の新たな自己株式の取得に関しては、2025年5月12日公表の神戸製鋼所のプレスリリース「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。本株式交換によって割当交付する株式数については、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、神戸製鋼所の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、神戸製鋼所の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、神戸製鋼所株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定及び神戸製鋼所の定款の規定に基づき、神戸製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を神戸製鋼所から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、神戸製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを神戸製鋼所に対して請求することができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の神戸製鋼所株式の交付を受けることとなる当社の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する神戸製鋼所株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

神戸製鋼所及び当社は、本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社及び本株式交換後に当社の特殊鋼事業の取得を予定している大同特殊鋼株式会社（以下「大同特殊鋼」といいます。）から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定いたしました。神戸製鋼所はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を選定し、当社はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

神戸製鋼所においては、下記「第3. 株式交換完全親会社と株式交換完全子会社とが共通支配下関係にあるときは、当該株式交換完全子会社の株主（当該株式交換完全子会社と共通支配下関係にある株主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）」に記載のとおり、神戸製鋼所のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券から2025年5月9日付で取得した株式交換比率に関する算定書、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、神戸製鋼所が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、神戸製鋼所の株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記「第3. 株式交換完全親会社と株式交換完全子会社とが共通支配下関係にあるときは、当該株式交換完全子会社の株主（当該株式交換完全子会社と共通支配下関係にある株主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルから2025年5月9日付で取得した株式交換比率に関する算定書、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言、支配株主である神戸製鋼所及び大同特殊鋼との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会からの指示、助言及び2025年5月9日付で受領した答申書（詳細については、下記「第3. 株式交換完全親会社と株式交換完全子会社とが共通支配下関係にあるときは、当該株式交換完全子会社の株主（当該株式交換完全子会社と共通支配下関係にある株主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換の効力発生を条件として、本株式交換と併せて実施される予定の当社が保有する高周波鑄造株式会社の普通株式発行済み株式の全て及び当社が鑄鉄事業に関連して保有する資産の当社から神戸製鋼所に対する現物配当も勘案すれば、本株式交換比率は妥当であり、当社の少数株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、当社は本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、神戸製鋼所及び当社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、神戸製鋼所が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、神戸製鋼所及び当社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更

が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

3. 算定に関する事項

(1) 算定機関の名称及び両社との関係

神戸製鋼所の第三者算定機関である野村證券、当社の第三者算定機関である山田コンサルはいずれも、両社及び大同特殊鋼から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(2) 算定の概要

(ア) 野村證券による算定

野村證券は、神戸製鋼所については、同社が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2025 年 5 月 9 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近 5 営業日、1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2025 年 5 月 9 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近 5 営業日、1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、同社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による神戸製鋼所株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.21～0.23
類似会社比較法	0.16～0.24
DCF 法	0.19～0.27

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は 2025 年 5 月 9 日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、神戸製鋼所の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券が DCF 法による算定の根拠とした当社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2026 年 3 月期において、鑄鉄事業の売上の増加と営業利益率の改善により、対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(イ) 山田コンサル（以下に定義します。）による算定

山田コンサルは、神戸製鋼所については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2025 年 5 月 9 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存

在することから、市場株価法（2025 年 5 月 9 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、同社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を採用して算定を行いました。

各評価方法による神戸製鋼所株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.20～0.24
類似会社比較法	0.03～0.12
DCF 法	0.18～0.66

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び当社から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は算定時点までに山田コンサルが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、山田コンサルの算定は、当社の取締役会及び本特別委員会（下記「第 3. 株式交換完全親会社と株式交換完全子会社とが共通支配下関係にあるときは、当該株式交換完全子会社の株主（当該株式交換完全子会社と共通支配下関係にある株主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）」に定義します。）が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、山田コンサルが DCF 法による算定の根拠とした当社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2026 年 3 月期において、製品構成改善や品質・操業コストの改善により特殊鋼事業と鋳鉄事業の売上と営業利益率が増加し、営業利益 850 百万円（前期は赤字）が見込まれております。2027 年 3 月期において、特殊鋼事業は引き続き製品構成改善を図ることによる売上総利益率の増加により、営業利益 1,290 百万円（前期比+51.7%）が見込まれております。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

4. 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2025 年 2 月 2 日（予定））をもって、当社は神戸製鋼所の完全子会社となり、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2025 年 1 月 29 日付で上場廃止（最終売買日は 2025 年 1 月 28 日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換の対価として交付される神戸製鋼所株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も東京証券取引所プライム市場において取引が可能であることから、基準時において当社株式を 385 株以上所有し、本株式交換により当社の単元株式数である 100 株以上の当社株式の割当てを受ける株主の皆様は、その保有する当社株式の数に応じて一部単元株式数に満たない神戸製鋼所株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の神戸製鋼所株式については引き続き東京証券取引所プライム市場において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において 385 株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、神戸製鋼所株式の単元株式数である 100 株に満たない神戸製鋼所株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満

株式を保有することになる株主の皆様は、神戸製鋼所に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を神戸製鋼所から買い増すことも可能です。詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2025年1月28日(予定)までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができます。また、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

5. 神戸製鋼所の資本金及び資本準備金の額に関する事項

本株式交換により、神戸製鋼所の増加する資本金及び準備金の額は会社計算規則第39条の規定に従い神戸製鋼所が別途定める額となります。当社は、かかる取扱いは、神戸製鋼所の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

第2. 交換対価として当該種類の財産の選択をした理由

当社は交換対価として神戸製鋼所株式を選択しました。

通常、株式交換完全子会社の株主は、株式交換実施後も、株式交換完全親会社への出資を通じて、株式交換完全子会社の企業価値向上による果実を間接的に享受することができる関係にあります。当社の非公開化及び大同特殊鋼による当社の特殊鋼事業の取得(以下「本取引」といいます。)では、少なくとも特殊鋼事業に関しては大同特殊鋼に譲渡されることから、上記の関係が成り立たず、投資の強制的な終了を伴うこととなります。

当社は、投資の強制的な終了を伴うスキームとして、実務上、採用される手法である、金銭対価の公開買付け(当社の非公開化を目的とするものに限る。)や株式交換の可能性を神戸製鋼所に確認したところ、神戸製鋼所からは、当社の事業環境の不透明さから、現金を対価として当社の株主から株式を取得する手法は難しいとの回答がなされました。加えて、当社は、大同特殊鋼が神戸製鋼所の保有する当社株式のみを公開買付けを通じて取得する方法についての可能性を神戸製鋼所に対して確認しましたが、大同特殊鋼は鑄鉄事業の取得を考えていないことや、大同特殊鋼は当社の非公開化を希望していることから、同じく採用が難しいとの回答がなされております。

当社は、本取引に係るスキームの変更は困難であるということを前提として、本株式交換を含む本取引に係るスキームの妥当性を検討しましたが、以下の点から、本取引の方法及び取引対価の種類等に不合理な点は認められず、適切なものと考えております。

- ① 本株式交換において、当社の株主は、神戸製鋼所株式の保有を通じて、当社の鑄鉄事業に期待されるシナジー効果を間接的に享受できる関係が認められる。
- ② 本取引を通じて、当社の株主は当社の特殊鋼事業への投資が終了となるものの、本株式交換に関しては、(当社において2期連続の営業赤字が見込まれている状況においても)株式交換比率の設定に際して一定のプレミアムが付されており、本取引の実施後に想定されている当社の特殊鋼事業に係る各種施策の実行を通じた、当社の特殊鋼事業に期待されるシナジー効果が、当社の株主にも公平に分配されているといえる。
- ③ 本株式交換に際して割当交付される神戸製鋼所の株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、少なくとも当社株式よりも流動性が高いと考えられ、本株式交換あるいはその後の事業展開等に納得いかない場合は、本株式交換により取得する神戸製鋼所株式を市場で売却し、現金化することもでき、投資を回収する機会が保障されている。

基準時において385株未満の当社株式を保有する神戸製鋼所の株主の皆様には、神戸製鋼所株式の単元株式数である100株に満たない神戸製鋼所株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有

することになる株主の皆様は、神戸製鋼所に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を神戸製鋼所から買い増すことも可能です。詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2026年1月28日(予定)までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

第3. 株式交換完全親会社と株式交換完全子会社とが共通支配下関係にあるときは、当該株式交換完全子会社の株主(当該株式交換完全子会社と共通支配下関係にある株主を除く。)の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合にあっては、その旨)

両社は、神戸製鋼所が、2025年5月12日現在、当社株式7,575,300株(2025年3月31日現在の発行済株式総数(14,687,617株)から当社の自己株式数(33,685株)を控除した株式数(14,653,932株)に占める割合にして51.69%)を保有し、当社が神戸製鋼所の連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含みます。)を実施しております。

A. 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、神戸製鋼所は、両社及び大同特殊鋼から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2025年5月9日付で、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、当社は、両社及び大同特殊鋼から独立した第三者算定機関である山田コンサルを選定し、2025年5月9日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

上記各算定書の概要は上記「第1. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「3. 算定に関する事項」の「(2)算定の概要」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換比率が神戸製鋼所又は当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

B. 独立した法律事務所からの助言

神戸製鋼所は、本取引の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選任し、本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、両社及び大同特殊鋼から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、当社は、本取引の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、両社及び大同特殊鋼から独立しており、両社及び大同特殊鋼との間で重要な利害関係を有しません。

C. 当社における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、2024年8月27日、本取引について検討を進めるに当たり、取引条件の公正性を担保し、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避するとともに、当社が本取引を行う旨の決定をすることが当社の一般株主の皆様にとって不利益なものではないことを確認することを目的として、いずれも、神戸製鋼所及び大同特殊鋼と利害関係を有しておらず、当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている社外取締役である宮島哲也氏及び長野寛之氏、並びに当社の社外監査役である高尾和一郎氏の合計3名によって構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置いたしました(なお、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされており、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。)

当社の取締役会は、本取引を検討するに当たって、本特別委員会に対し、2025年4月3

日に、(i) 本取引の目的は正当性を有するか(本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。)、(ii) 本取引の条件(本株式交換に係る株式交換比率を含む。)の公正性・妥当性が確保されているか、(iii) 本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、(iv) 上記(i)から(iii)のほか、本取引は少数株主にとって不利益でないと考えられるか(以下(i)乃至(iv)を総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました(なお、本取引は、当初、当社の非公開化の方法として公開買付け及びその後のスクイズアウト手続を実施するものであったことから、2024年8月27日の本特別委員会の設置時の諮問事項から、当社の非公開化の方法として株式交換を実施することを前提とした諮問事項に修正しております。)

本特別委員会は、2024年9月4日から2025年5月9日までに、合計15回、約17.5時間にわたって開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項について慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサル並びに法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会は、2024年9月24日、両社及び大同特殊鋼から独立した独自の財務アドバイザーとして株式会社Stand by C(以下「Stand by C」といいます。)を選任いたしました。本特別委員会は、Stand by Cが両社及び大同特殊鋼の関連当事者には該当しないこと、並びに両社及び大同特殊鋼との間で重要な利害関係を有していないことを確認しております。

その上で、当社からは、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換比率の算定の前提となる当社の事業計画の作成手続及び内容、本株式交換の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、神戸製鋼所に対して本取引の目的等に関する質問状を送付した上で、神戸製鋼所から、本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、本取引により創出されるシナジーの内容・シナジー創出に向けた具体的な施策、本取引を選択した理由、本取引後の経営方針や従業員の取扱い、本株式交換比率その他の条件等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引に係る当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。更に、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルから、本株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、また、その独自の財務アドバイザーであるStand by Cから受けた財務的見地からの助言も踏まえて検討を行いました。

なお、本特別委員会は、神戸製鋼所と当社との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、神戸製鋼所から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、神戸製鋼所との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本取引は、当社の一般株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2025年5月12日付で、委員全員の一致で、当社の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の答申書の概要は、次のとおりです。

(a) 答申内容

- (i) 本取引は当社の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は正当であり、かつ合理的であると認められる。
- (ii) 本取引の条件(本株式交換に係る株式交換比率を含む。)は公正性・妥当性が確保されていると考えられる。
- (iii) 本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。
- (iv) 上記(i)から(iii)のほか、当社にとって本取引を行うことについての決定が少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(b) 答申理由

1 本取引の目的は正当・合理的と認められるか（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

本特別委員会は、本取引に至る背景・経緯、本取引の目的及び本取引により得られるシナジー等について、当社、大同特殊鋼及び神戸製鋼所に対するヒアリングを行い確認した。その内容をまとめると、大要、以下のとおりである。

- A) これまでに神戸製鋼所及び当社は、連携を強化することで当社の収益性の改善や金型・工具事業の合理化等の企業価値向上に向けた取り組みを進めてきた。
- B) その結果、神戸製鋼所は、当社が収益性を更に改善し、安定した事業運営が可能な状態となるには、上場会社として独立した事業運営を続けるよりも、当社の特殊鋼事業をコア事業とし、事業基盤の構築に関する強力なサポートを行うことが可能な第三者との資本提携によって、収益性の改善及び安定した事業運営体制の再構築を目指すことが必要だと判断するに至った。
- C) こうした中で、神戸製鋼所は、以前より接点のあった大同特殊鋼との間で、当社の特殊鋼事業の譲渡について協議及び検討を開始した。神戸製鋼所は、特殊鋼事業を中核事業として位置づけ、高い専門性と豊富な経験を有する大同特殊鋼に当社の特殊鋼事業を譲渡し、鑄鉄事業については引き続き KOBELCO グループとして事業を運営することで、神戸製鋼所及び当社の企業価値向上を目指すことが最善の選択と考えるに至った。
- D) その後も神戸製鋼所及び大同特殊鋼間で協議を重ね、2024 年 5 月 31 日には、神戸製鋼所及び大同特殊鋼から当社に対して、当社の非公開化及び大同特殊鋼による当社の特殊鋼事業の取得を提案した。
- E) 神戸製鋼所は、非公開化の手法として公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を実施することも想定されるものの、神戸製鋼所株式を対価とする株式交換によって当社を完全子会社化することで、当社の少数株主にとって、神戸製鋼所株式の保有を通じて、本取引によって神戸製鋼所に生じることが期待される事業ポートフォリオの最適化を含む神戸製鋼所の全社戦略を通じて生みだされる利益を享受することが可能となることや、神戸製鋼所株式は東京証券取引所プライム市場に上場しており流動性が確保されているため、神戸製鋼所株式を保有し続けることも、当社の少数株主の皆様が希望する場合には随時現金化することも可能となることから、当社の少数株主の利益にも資するため、当社を非公開化する手法として神戸製鋼所株式を対価とする株式交換による完全子会社化を選択することが望ましいと考えるに至った。

次に、当社によれば、本取引により期待されるシナジーは以下のとおりである。

(i) 生産アロケーション・生産レイアウト最適化によるコストダウン、生産量の拡大及び重複投資の抑制

当社及び大同特殊鋼においては、生産アロケーション・生産レイアウトの最適化を通じて、余剰キャパシティの活用による生産効率性の向上及び生産量・生産ロットの拡大を図ることが可能となる。また、重複投資を抑制することでキャッシュフローを改善し、当社の特殊鋼事業の競争力の底上げを実現できるものと考えられる。

(ii) 大同特殊鋼グループが持つ国内外の広範なネットワークの活用による、プレゼンスの向上及び売上拡大

国内事業において、当社グループ（当社及びその子会社 4 社を指します。以下同じです。）と大同特殊鋼グループ（大同特殊鋼を中核とした企業グループをいいます。以下同じです。）の販売網共有によりプレゼンスを高めることで新規顧客を獲得し、海外事業においては、当社グループは大同特殊鋼グループの広範な海外ネットワークを活用し、当社グループの商品の販売を促進することで、当社グループの売上拡大及びサービス向上が可能と考えている。

(iii) 各機能の共有化・集約化によるリソースの最適化、及び流通機能の統合
当社グループと大同特殊鋼グループの営業部門、研究部門、調達部門、物流部門、

コーポレート部門等において、リソースの最適化を行うことを企図している。また、中長期的には、流通機能の統合を図っていくことで、当社グループと大同特殊鋼グループの効率的な運営を促進するとともに、サービス向上及びコスト削減を図っていくことを検討している。

本取引を通じて当社は上場廃止となり、一般的な上場のメリットとして挙げられるエクイティファイナンスによる資金調達手段の多様化、知名度向上による信用力の向上及び採用活動への好影響、会計監査を受けることによる財務への信頼性の向上等のメリットを失う可能性がある。しかし、当社は2000年4月以降エクイティファイナンスによる資金調達を実施しておらず、エクイティファイナンスの手段がなくなることによる資金調達へのデメリットは実質的にないものと考えられること、当社の知名度は、その業歴の長さ、事業の実績等から既に十分に高く、非上場会社となったとしても知名度の低下のリスクは低く、人材採用等への悪影響は想定されないと考えられること、本取引実施後も神戸製鋼所及び大同特殊鋼の連結の会計監査の対象となることから財務への信頼性は維持可能と考えられることなどを踏まえると、当社は、上場廃止によって生じるデメリットは限定的であり、その一方で本取引実施によって得られるメリットの方が大きいと考えている。

以上の、本取引に至る経緯、当社の経営課題、本取引の目的及び本取引により得られるシナジー等についての説明内容については、いずれも特段不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められる。

したがって、本取引は当社の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は正当であり、かつ合理的であると認められる。

2 本取引の条件（株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか

（1）本取引に係るスキームの妥当性

通常、株式交換完全子会社の株主は、株式交換実施後も、株式交換完全親会社への出資を通じて、株式交換完全子会社の企業価値向上による果実を間接的に享受することができる関係にある。他方で、本取引では、少なくとも特殊鋼事業に関しては大同特殊鋼に譲渡されることから、上記の関係が成り立たず、投資の強制的な終了を伴うこととなる。

投資の強制的な終了を伴うスキームとして、実務上、採用される手法としては、金銭対価の公開買付け（当社の非公開化を目的とするものに限る。）又は株式交換も考えられるが、神戸製鋼所からは、当社の事業環境の不透明さから、現金を対価として当社の株主から株式を取得する手法は難しいとの回答がなされた。

加えて、当社は、大同特殊鋼が神戸製鋼所の保有する当社株式のみを公開買付けを通じて取得する方法についての可能性を神戸製鋼所に対して確認したところ、大同特殊鋼は鋳鉄事業の取得を考えていないことや、大同特殊鋼は当社の非公開化を希望していることから、同じく採用が難しいとの回答がなされた。

以上の点から、本特別委員会は本取引に係るスキームの変更は困難であるということ为前提として、本株式交換を含む本取引に係るスキームの妥当性を検討すると、以下の点から、本取引の方法及び取引対価の種類等に不合理な点は認められず、適切なものと考えられる。

- ① 本株式交換において、当社の株主は、神戸製鋼所株式の保有を通じて、当社の鋳鉄事業に期待されるシナジー効果を間接的に享受できる関係が認められる。
- ② 本取引を通じて、当社の株主は当社の特殊鋼事業への投資が終了となるものの、本株式交換に関しては、（当社において2期連続の営業赤字が見込まれている状況においても）株式交換比率の設定に際して一定のプレミアムが付されており、本取引の実施後に想定されている当社の特殊鋼事業に係る各種施策の実行を通じた、当社の特殊鋼事業に期待されるシナジー効果が、当社の株主にも公平に分配されていると言える。
- ③ 本株式交換に際して割当交付される神戸製鋼所の株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、少なくとも当社株式よりも流動性が高いと考えられ、本株式交換あるいはその後の事業展開等に納得いかない場合は、本株式交換により取得

する神戸製鋼所株式を市場で売却し、現金化することもでき、投資を回収する機会が保障されている。

(2) 株式交換比率に関する検討

本特別委員会は、株式交換比率である 1 : 0.26 (当社株式 1 株に対して神戸製鋼所株式 0.26 株を割当て) は、以下の理由から公正かつ相当な比率であると考ええる。

(i) 株式交換比率について、当社、神戸製鋼所及び大同特殊鋼から独立した本特別委員会が交渉を行うことにより、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況、すなわち独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、初回提案である 1 : 0.22 (当社株式 1 株に対して神戸製鋼所株式 0.22 株を割当て) から最終提案に係る比率である 1 : 0.26 (当社株式 1 株に対して神戸製鋼所株式 0.26 株を割当て) まで、神戸製鋼所による合計 6 回の提案を経て合意された比率であり、真摯な交渉を重ねた上で合意に至った比率であると考えられること。

(ii) 本株式交換の公表日の前営業日 (2025 年 5 月 9 日) における神戸製鋼所株式の市場価格を基に算出した対価相当額 434 円は、2022 年 5 月 10 日以降 2025 年 5 月 9 日までの 3 年間においては、土地売却の影響が株価に影響を与えていたとも考えられる 2023 年 8 月 2 日付プレスリリース「子会社の固定資産の譲渡による特別利益の計上に関するお知らせ」を公表した翌日の 2023 年 8 月 3 日から、2024 年 8 月 2 日付プレスリリース「第 2 四半期連結累計期間及び通期連結業績予想の修正について」を公表した翌日の 2024 年 8 月 3 日までの期間を除くと当社株式の場中含む高値を上回っており、同期間に市場で当社株式を取得した株主に経済的不利益が生じない水準であること。

(iii) 山田コンサルが株式価値を算定するにあたり前提とした当社の事業計画に関して、株式交換比率が不合理に低く算定されるような前提を置いているなどの不合理な点は認められなかったこと。

(iv) 山田コンサルによる株式交換比率算定結果は、神戸製鋼所の市場株価法の株式価値算定結果に対して、市場株価法では 0.20~0.24、類似会社比較法では 0.03~0.12、DCF 法では 0.18~0.66 となり本株式交換に係る交換比率については、山田コンサルによる株式交換比率の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法の算定レンジの上限を上回り、DCF 法による算定結果のレンジの範囲内であること。

(v) 当社の株式 1 株に対して神戸製鋼所の株式 0.26 株という株式交換比率は、本株式交換の公表日の前営業日 (2025 年 5 月 9 日) を算定基準日として、基準日の終値による株価比率、直近 1 ヶ月の終値による株価比率の単純平均、直近 3 ヶ月の終値による株価比率の単純平均及び直近 6 ヶ月の終値による株価比率の単純平均をもとに算定された比率に対して 11.0%、20.6%、25.6%及び 18.5%のプレミアムをそれぞれ加えた比率である。これは、経済産業省により策定された「公正な M&A の在り方に関する指針」が公表された 2019 年 6 月 28 日以降に公表された類似事例 (組織再編実施前の時点で対象会社が買収者の上場子会社かつ、買収者が上場会社、かつ株式交換比率について公表日の前営業日を基準日として、基準日の終値、基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値に基づいて算定された比率のいずれに対してプレミアムを加えた比率となっている事例) におけるプレミアム水準と照らしても遜色のない水準であり、相応のプレミアムが付されているものと認められる。特に、当社は、2020 年 3 月期、2021 年 3 月期、2023 年 3 月期及び 2025 年 3 月期に親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、2024 年 3 月期及び 2025 年 3 月期に営業損失及び経常損失を計上しており、事業の収益性において不安定さを抱えていることから大幅なプレミアムを見込むことが困難な状況にある。かつ、これに加えて、当社は、2025 年 5 月 12 日付で「特別損失 (減損損失) の計上に関するお知らせ」を公表の上、特殊鋼生産設備等及び特殊鋼販売拠点に関して 7,364 百万円の減損損失を計上することを一般に公表予定であるところ (以下「本件減損」という。)、当該公表がなされた場合には当社株式の市場株価は

相応に下落する可能性があり、当該公表がなされる前の当社株式の市場株価を基準として一定程度のプレミアムが付されている株式交換に係る提案を承認することは株主利益の観点から一定の合理性があるものと考えられること（注）。

（注）当社によれば、本件減損は、本取引の交渉・協議・検討とは無関係に、当社の事業の状況を原因として、当社の監査法人からの指摘により議論が開始されており、本株式交換に係る株式交換比率の協議に影響を与える意図等は存在しない。

以上を総合的に考慮すると、株式交換比率を含む本取引の条件は妥当性が確保されていると考えられる。

3 本取引における、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか

（１）本特別委員会の設置

当社は、本取引の検討にあたり、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として本特別委員会を設置しているところ、以下に述べるとおり、本特別委員会は、独立性を有し、かつ、特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られた上で、企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、本取引の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。

（a） 委員構成・独立性

本特別委員会の各委員は、当社の社外取締役２名及び社外監査役１名により構成されているところ、当該各委員は、神戸製鋼所、大同特殊鋼及び当社並びに本取引の成否から独立しており、また、その報酬についても、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていない。

以上に照らせば、本特別委員会の各委員について独立性はいずれも認められるものと考えられる。

（b） 交渉過程に関与する権限の付与

当社の取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対して、本取引に係る取引条件等について神戸製鋼所及び大同特殊鋼と交渉を行う権限を付与している。

（c） 外部アドバイザー等の選任権限等の付与

当社の取締役会は、本特別委員会の設置の決議に際し、本特別委員会に対し、当社が選任する外部アドバイザーを利用することができるほか、必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限（この場合の費用は当社が負担するものとされている。）を付与している。

これを受けて、本特別委員会は、S t a n d b y Cに対するヒアリングを通じて独立性に問題ないことを確認の上、独自の財務アドバイザーとしてS t a n d b y Cを選任した。

（d） 当社の取締役会における本特別委員会の判断の取扱い

当社の取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重するものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、当社の取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しない旨を決議している。

（２）当社における外部専門家からの独立した専門的助言等の取得

（a） 第三者算定機関からの株式交換比率に関する算定書の取得

当社は、神戸製鋼所、大同特殊鋼、及び当社並びに本取引の成否から独立したファ

イナランシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを選任の上、同社に対して本株式交換に係る株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率に関する算定書を取得している。

(b) リーガル・アドバイザーからの法的助言等の取得

当社は、神戸製鋼所、大同特殊鋼、及び当社並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所より、本株式交換に関する当社の取締役会の意思決定の過程、方法、その他の本株式交換に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受け、また、神戸製鋼所に対する法務デュー・ディリジェンスの結果として法務デュー・ディリジェンス報告書を受領し、その説明を受けた。

(c) 会計・税務アドバイザーからのデュー・ディリジェンス結果の取得

当社は、神戸製鋼所、大同特殊鋼、及び当社並びに本取引の成否から独立した会計・税務アドバイザーとして税理士法人山田&パートナーズを選任し、税理士法人山田&パートナーズより、神戸製鋼所に対する会計・税務デュー・ディリジェンスの結果として会計・税務デュー・ディリジェンス報告書を受領し、その説明を受けた。

(3) 交渉過程における神戸製鋼所関係者の関与による不当な影響の不存在

当社の取締役のうち、小椋大輔代表取締役社長（2023年4月に神戸製鋼所から当社に転籍）、小谷清久取締役（2024年4月に神戸製鋼所から当社に転籍）及び生治理仁取締役（2024年6月以降、神戸製鋼所の従業員と当社の取締役を兼務）を除く4名の取締役により、取締役会において本取引に係る審議を行っている（加えて、当社の監査役のうち、谷川通隆監査役（2022年6月に神戸製鋼所の子会社であるコベルコ建機株式会社から当社に転籍）は当該審議に参加していない。）。

さらに、これらの取締役及び監査役は、本取引に係る2025年5月12日開催の取締役会決議についても審議及び決議に参加しない予定である。

そして、本株式交換における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を回避する観点から、小椋大輔代表取締役社長、小谷清久取締役及び生治理仁取締役に加え、谷川通隆監査役は、当社の立場で本取引に係る検討及び協議・交渉に参加していない。

他方で、小椋大輔代表取締役社長及び小谷清久取締役は、当社の事業計画の策定に際しては、当社の役職員に係る人員の都合上、関与が必須であることから、当社からの要望により、事業計画の策定に関与をしている。小椋大輔代表取締役社長及び小谷清久取締役による当社の事業計画の策定過程の関与に関しては、事業計画の内容や策定の経緯に関して、山田コンサル及びStand by Cからの質疑を通じた確認を経ており特段問題視すべき事情の指摘がなされていない。

そのため、小椋大輔代表取締役社長及び小谷清久取締役の事業計画の策定への関与について特段問題視すべき事象は見当たらない。

(4) 当社による協議・交渉

当社は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本株式交換に係る株式交換比率について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を神戸製鋼所との間で複数回に亘って行っている。

なお、当該協議・交渉にあたっては、本特別委員会は、当社から当該協議・交渉の経緯及び内容等について適時に報告を受け、本特別委員会を通じて方針等を協議し、意見を述べるなどした上で行うなど、本特別委員会が神戸製鋼所との交渉過程に実質的に関与する形で行われている。

(5) マーケットチェックに関する事項

当社及び神戸製鋼所との間において、潜在的な買収者による対抗提案を制限するような

合意等は存在しない。

他方で、現在、神戸製鋼所は、当社の株式の 50%超を保有する支配株主であるところ、神戸製鋼所は本取引の提案主体として、本取引の実施を推進していることから、当社において積極的なマーケットチェックを実施する必要性が高いとは認められず、積極的なマーケットチェックに係る施策を実施していないとしても不合理とは認められない。

(6) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件に関する事項

当社は、本株式交換の実施に関して、株主総会において、一定数以上（神戸製鋼所以外の株主の議決権の過半数）の賛成の議決権行使が行われなかったことを株式交換契約の解除条件として設定することなどの対応を行っていない（いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件）。

しかしながら、支配株主による従属会社の買収のように、対象会社の株式の保有割合が高い買収者によるM&Aにおいては、当該マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することにより、企業価値の向上に資するM&Aが阻害される懸念等も指摘されているところである。

本株式交換についても、神戸製鋼所は、当社の株式の総株主の議決権の 50%超を保有する支配株主であることから、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することで、上記の阻害効果が懸念されることから、当該条件を設定しないことについて不合理とは認められない。

(7) 少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

本株式交換に係るプレスリリースにおいては、法令や東京証券取引所の適時開示規制に沿った開示が予定されているほか、当社の一般株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

4 上記 1 から 3 のほか、当社による本取引を行うことについての決定が少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

以上のとおり、(i) 本取引は当社の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられ、(ii) 株式交換比率を含む本取引の条件には公正性・妥当性が確保されていると考えられ、(iii) 本取引において、公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

当社による本取引を行うことについての決定は、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

D. 当社における利害関係を有しない取締役会全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本取引に関する議案を決議した 2025 年 5 月 12 日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役 7 名のうち、小椋大輔代表取締役社長（2023 年 4 月に神戸製鋼所から当社に転籍）、小谷清久取締役（2024 年 4 月に神戸製鋼所から当社に転籍）及び生治理仁取締役（2024 年 6 月以降、神戸製鋼所の従業員と当社の取締役を兼務）を除く 4 名の取締役により審議の上、その全員の賛成により本取引の実施を決議しております。なお、小椋大輔代表取締役社長、小谷清久取締役及び生治理仁取締役に加え、谷川通隆監査役（2022 年 6 月に神戸製鋼所の子会社であるコベルコ建機株式会社から当社に転籍）は、当社の立場で本取引に係る検討及び協議・交渉に参加しておりません。他方で、小椋大輔代表取締役社長及び小谷清久取締役は、当社の事業計画の策定に際しては、当社の役職員に係る人員の都合上、関与が必須であることから、特別委員会からの承認を得て、当社からの要望により、事業計画の策定に関与をしております。

E. 本特別委員会における独立した財務アドバイザーからの助言の取得

本特別委員会は、上記「C. 当社における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、両社及び大同特殊鋼から独立した独自の財務アドバイザーとして S t a n d b y C を選任し、S t a n d b y C から本株式交換比率の算定等に関する助言を得ております。なお、S t a n d b y C は、両社及び大同特殊鋼の関連当事者には該当せず、

両社及び大同特殊鋼との間で重要な利害関係を有しません。

別紙3 交換対価について参考となるべき事情

- (1) 株式交換完全親会社の定款の定め
次頁以降をご覧ください。

- (2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

神戸製鋼所株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

神戸製鋼所株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社等）において取引の媒介、取次ぎ等が行われています。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その内容

該当事項はありません。

- (3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結をした日（2025年5月12日）の前営業日を基準として、1か月間、3か月間及び6か月間の東京証券取引所プライム市場における神戸製鋼所株式の終値の平均値（1円未満の端数については四捨五入をしています。）は以下のとおりです。

1 か月間	3 か月間	6 か月間
1,628 円	1,725 円	1,651 円

- (4) 株式交換完全親会社の過去5年間にその末日が到来した各事業年度（最終事業年度を除きます。）に係る貸借対照表の内容

神戸製鋼所は、金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

別紙4 株式交換完全親会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次頁以降をご参照ください。

2023年3月改正

定 款

株式
会社 神戸製鋼所

(沿 革)

昭和26年 8月24日	〔商法改正に伴う変更〕
昭和27年11月29日	〔目的変更・授權資本変更・株主名簿の閉鎖変更・代表取締役の選任及び分掌変更〕
昭和29年11月27日	〔目的変更・授權資本変更・附則（新株引受権）新設〕
昭和31年 5月30日	〔目的変更・新株引受権の規定削除〕
昭和31年11月30日	〔株券の種類変更・取締役の定員変更〕
昭和33年 5月29日	〔授權資本変更・取締役会長制の新設及びこれに伴う変更〕
昭和35年 5月30日	〔株券の種類変更・取締役の定員変更〕
昭和35年11月29日	〔授權資本変更・取締役の定員変更〕
昭和38年11月29日	〔名義書換代理人の規定の新設〕
昭和39年11月30日	〔取締役の定員変更〕
昭和40年 5月31日	〔英文商号変更・目的変更〕
昭和45年11月27日	〔目的変更・授權資本変更〕
昭和50年 5月30日	〔商法改正に伴う変更〕
昭和56年 6月26日	〔取締役の定員変更〕
昭和57年 6月29日	〔商法等改正に伴う変更・株主名簿の閉鎖期間短縮〕
昭和58年 6月29日	〔取締役副会長制の新設〕
昭和61年 6月27日	〔目的変更・附則を削る〕
昭和63年 6月29日	〔目的変更〕
平成 2年 6月28日	〔取締役の定員変更〕
平成 3年 6月27日	〔株券等の保管振替制度導入に伴う変更・株主名簿の閉鎖を廃止〕
平成 6年 6月29日	〔商法等の改正に伴う変更〕
平成 7年 6月29日	〔目的変更〕
平成10年 6月26日	〔株式の消却に関する規定の新設〕
平成11年 6月29日	〔取締役の定員・任期変更〕
平成14年 6月26日	〔目的変更・商法等の改正に伴う変更〕
平成15年 6月25日	〔商法改正に伴う変更・取締役の定員変更・取締役及び監査役の責任免除に関する規定の新設〕
平成16年 6月25日	〔自己株式の取得に関する規定の新設〕
平成17年 6月24日	〔電子公告制度の採用に伴う変更〕
平成18年 6月28日	〔会社法の施行に伴う変更・単元未満株式の買増制度導入に伴う変更・株式取扱規則に関する規定の変更・取締役会及び監査役会の招集通知の発出期間短縮〕
平成19年 6月26日	〔社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設〕
平成21年 6月24日	〔株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う変更〕
平成22年 1月 6日	〔附則を削る〕
平成27年 6月24日	〔取締役及び監査役の責任限定契約に関する規定の変更〕
平成28年 6月22日	〔監査等委員会設置会社への移行に伴う規定の新設・変更、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設、役付取締役に関する規定の変更〕
平成28年10月 1日	〔発行可能株式総数変更・単元株式数変更〕
平成30年 6月21日	〔役付取締役に関する規定の変更・取締役会の招集権者及び議長に関する規定の変更〕
2022年 6月22日	〔会社法の改正に伴う株主総会資料の電子提供措置等に関する規定の新設、取締役の定員変更〕
2023年 3月 2日	〔附則を削る〕

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条（商 号）

本会社は、株式会社神戸製鋼所という。

英文ではKobe Steel, Ltd. と記する。

第 2 条（所在地）

本会社は、本店を神戸市に置く。

第 3 条（目 的）

本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉄鋼・非鉄金属及びその合金並びにセラミックスの製造販売
2. 鋳鉄品・鋳鍛鋼品及び非鉄合金の鋳鍛造品の製造販売
3. 化学製品の製造販売
4. 電気供給事業
5. 前各号に関する複合材料・粉末及びその成形品・各種加工品並びに副産物の製造販売
6. 産業機械器具・輸送用機械器具・電気機械器具及びその他の機械器具の製造販売
7. 電子機器及び電子材料の製造販売
8. 製鉄プラント・化学プラント・セメントプラント及びその他の各種プラントのエンジニアリング並びに建設工事の請負
9. 兵器及び同部品の製造販売
10. 鋁 業
11. 土木・建築・鋼構造物・橋梁及びその他の各種建設工事の設計・監理及び請負
12. 不動産の売買・仲介・賃貸・管理及び警備並びに地域開発に関する企画・施工及び運営

13. 酵素・微生物及びその利用製品並びにそれらの装置の製造販売
14. 医療材料・医療用具の製造販売及び輸出入
15. 情報処理・通信システム及びその他の情報サービスに関する事業
16. 教育・医療・スポーツ及びレジャーその他のサービスに関する事業
17. 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理及び再生事業
18. 前各号に関する技術の販売
19. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

第4条（機 関）

本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条（公告方法）

本会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第6条（発行可能株式総数・単元株式数）

本会社の発行可能株式総数は、6億株とする。

本会社の単元株式数は、100株とする。

第7条（単元未満株式についての権利）

本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

3. 次条に定める請求をする権利

第8条（单元未満株式の買増し）

本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第9条（株主名簿管理人）

本会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。この場合、本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。

第10条（株式取扱規則）

本会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続きに関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第11条（株主総会開催時期）

本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

前項のほか必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条（株主総会の議長）

本会社株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。

取締役社長支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により、他の取締役がこれに代る。

第14条（電子提供措置等）

本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第15条（株主総会の決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主が代理人によって議決権を行使するときは、その代理人は本会社の議決権を有する株主1名でなければならない。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

第17条（株主総会議事録）

株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第18条（取締役の数）

本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10人以内とする。

本会社の監査等委員である取締役は5人以内とする。

第19条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。但し、監査等委員である取

取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

本会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第20条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を定めることができる。

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

第21条（役付取締役の分掌）

取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社業務を統轄する。

取締役社長支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。

第22条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員又は補欠のため選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第23条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

第24条（取締役会招集の通知）

取締役会招集の通知は、各取締役に對し会日の3日前までに發する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第25条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により予め定めた取締役にこれを招集し、その議長となる。

前項の取締役に支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により他の取締役にこれに代る。

第26条（重要な業務執行の決定の委任）

本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第27条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第28条（取締役会議事録）

取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。

第29条（取締役の責任免除）

本会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限

度において、取締役会の決議によって免除することができる。

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第30条（監査等委員会招集の通知）

監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第31条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第32条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条（監査等委員会議事録）

監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。

第 6 章 計 算

第34条（事業年度）

本会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

第35条（剰余金の配当等の決定機関）

本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項につい

ては、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第36条（剰余金の配当の基準日）

本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

本会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第37条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から5年を経過したときは、本会社に帰属する。

附 則

第1条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置）

平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第36条第1項及び同条第2項の定めるところによる。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

① 事業の経過及びその成果



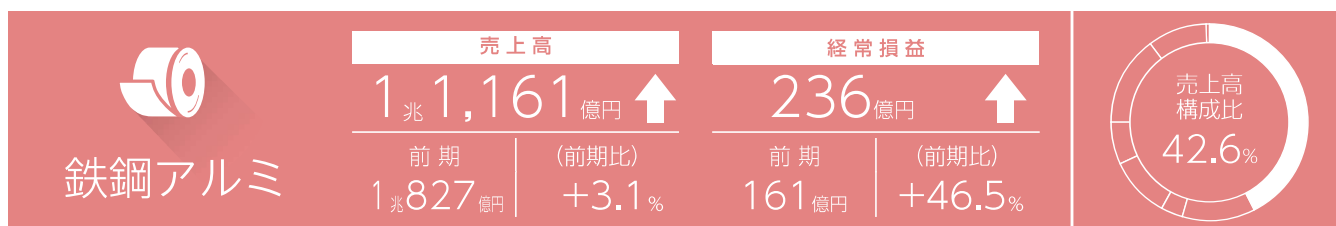
当期の我が国経済は、物価上昇や世界的な需要低迷を背景に一部で足踏みが見られるものの、賃金、雇用情勢の改善等による個人消費や企業の生産活動を中心に持ち直しの傾向が継続しました。海外経済は、米国では、物価高や金融引き締めによる影響があるものの、堅調な個人消費を背景に景気は底堅く推移しました。欧州では製造業や建設業の低迷は継続しておりますが、サービス業を中心に景気は緩やかな回復を辿りました。中国では不動産市場の低迷の継続や個人消費の伸び悩み等により、景気回復のペースは鈍化しました。

このような中、当社はKOBELCOグループ中期経営計画（2024～2026年度）に掲げた「稼ぐ力の強化」と「成長追求」に取り組むとともに、物価上昇に対する価格転嫁の推進や自助努力によるコストアップの抑制に取り組んでまいりました。

この結果、当期の売上高は、前期比118億円増収の2兆5,550億円となり、営業利益は、鉄鋼アルミや素形材での物価上昇分の価格転嫁の進展や機械・エンジニアリングでの既受注案件の進捗による売上高の増加等があったものの、固定費を中心としたコストの増加に加え、電力での燃料費調整の時期ずれによる増益影響の縮小や売電価格に関する一過性の増益影響（売電価格の指標となる石炭の輸入貿易統計価格と当社購入価格の差異）の縮小等により、前期比279億円減益の1,587億円となりました。経常利益は、前期に計上した自動車向けアルミパネル事業の再構築に伴う持分法による投資損失の解消や、建設機械における欧州でのエンジン認証に関する補償金収入の増加等があったものの、営業利益の減益により、前期比37億円減益の1,571億円となりました。特別損益は、関西熱化学(株)の子会社化に伴う負ののれん発生益の計上があったものの、建設機械等で固定資産の減損損失を計上したこと等から161億円の損失となりましたが、税金費用の減少等により、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比106億円増益の1,201億円となりました。

当社は、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮して決定することとしております。これに基づき当期の期末配当につきましては、1株につき55円とすることを決議いたしました。これにより年間の配当は、先にお支払いいたしました中間配当と合わせて、1株につき100円となります。

当社グループの事業別の事業の経過及びその成果は次のとおりであります。



●鉄鋼

鋼材の販売数量は、自動車向けの需要が減少した一方、厚板工場・仕上圧延機の更新完了による増加等から、前期並となりました。販売価格は、物価上昇分の価格転嫁は進展したものの、原料価格の下落の影響等により、前期並となりました。

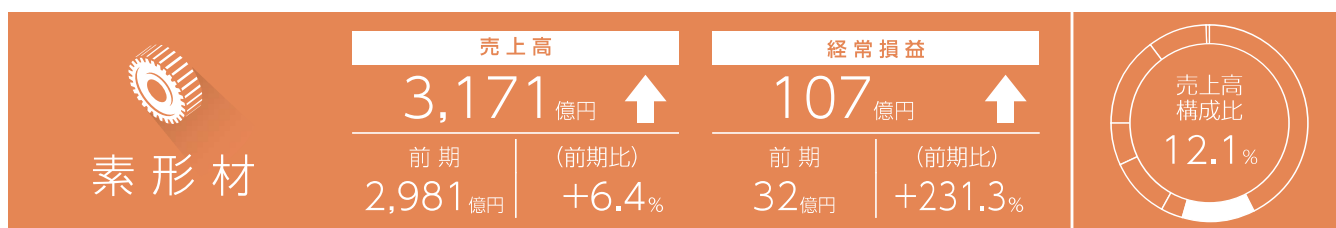
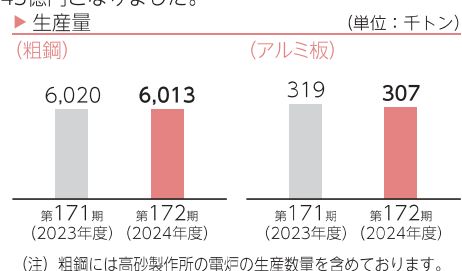
この結果、売上高は、前期比2.6%増の9,144億円となりました。経常利益は、米国関係会社の業績の改善等があったものの、自動車向け販売数量の減少等の販売構成の悪化や固定費を中心としたコストの増加等により、前期比149億円減益の243億円となりました。

●アルミ板

アルミ板の販売数量は、自動車向けの需要が減少したこと等により、前期を下回りました。販売価格は、地金価格が上昇したこと等により、前期を上回りました。

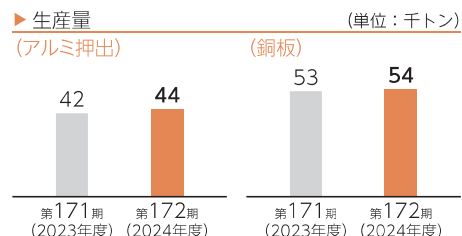
この結果、売上高は、前期比5.6%増の2,017億円となりました。経常利益は、ハードディスクドライブ向けの販売数量の増加に加えて、前期に計上した自動車向けアルミパネル事業の再構築に伴う持分法による投資損失の段差により、前期比224億円改善の6億円の損失となりました。

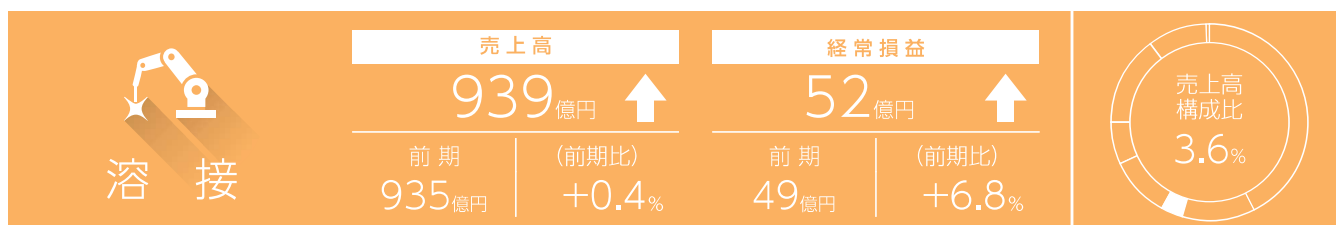
鉄鋼アルミ全体では、売上高は、前期比3.1%増の1兆1,161億円となり、経常利益は、前期比75億円増益の236億円となりました。



素形材の販売数量は、自動車向け需要を取り込んだ銅板で、前期を上回りました。一方、中国での一般産業向け需要の減少により、チタンは前期を下回りました。

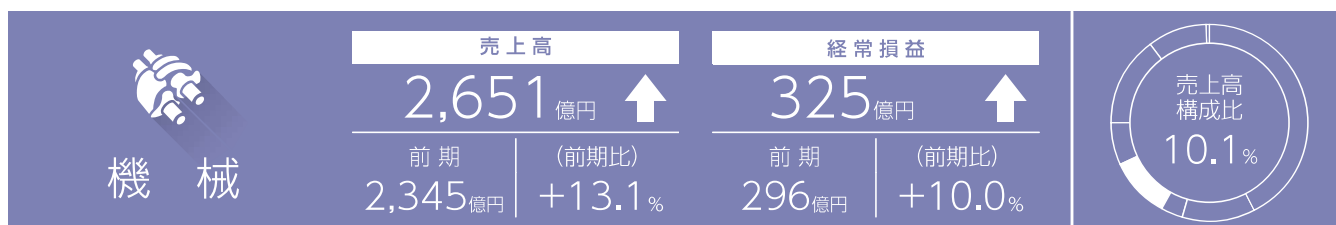
この結果、売上高は、前期比6.4%増の3,171億円となり、経常利益は、価格転嫁の進展等により、前期比74億円増益の107億円となりました。





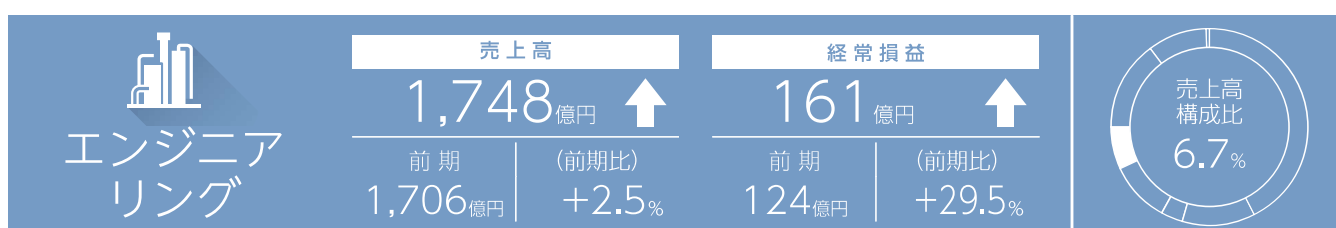
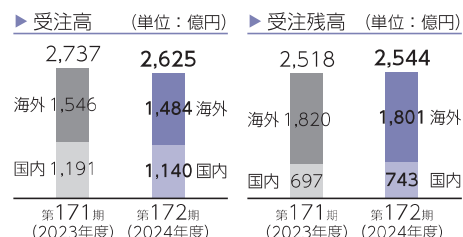
溶接材料の販売数量は、自動車・建築向け需要の減少、東南アジアでの需要減少等により前期を下回りました。販売価格は、価格転嫁の進展等により、前期を上回りました。

この結果、売上高は、前期並の939億円となり、経常利益は、販売数量は減少したものの、価格転嫁の進展等により、前期比3億円増益の52億円となりました。



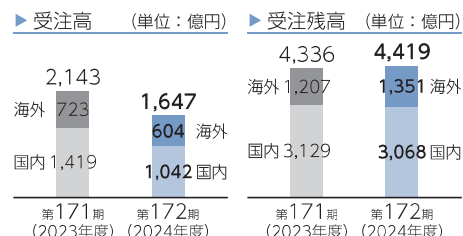
受注高は、エネルギー・化学分野を中心に需要が堅調に推移したものの、前期における大型案件の受注の反動等により、前期比4.1%減の2,625億円となり、受注残高は2,544億円となりました。

売上高は、既受注案件の進捗やサービス案件の増加により、前期比13.1%増の2,651億円となり、経常利益は、本体・サービス売上が堅調に推移したこと等から、前期比29億円増益の325億円となりました。



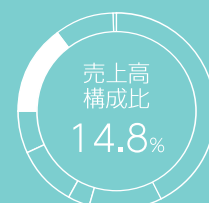
受注高は、廃棄物処理関連事業で複数の大型案件を受注した前期に比べ、23.1%減の1,647億円となり、受注残高は4,419億円となりました。

売上高は、既受注案件の進捗等により、前期比2.5%増の1,748億円となり、経常利益は、前期比36億円増益の161億円となりました。





売上高		経常損益	
3,880 億円 ↓		187 億円 ↑	
前期 4,040 億円	(前期比) △4.0%	前期 91 億円	(前期比) +105.1%

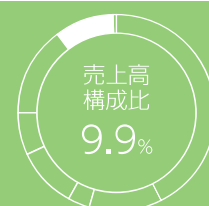


油圧ショベルの販売台数は、金利の高止まり等により、北米、欧州の需要が低迷したこと等から、前期を下回りました。一方、クローラークレーンの販売台数は、エンジン認証問題対応の進展等で北米を中心に増加したことにより、前期を上回りました。

この結果、売上高は、前期比4.0%減の3,880億円となり、経常利益は、固定費を中心としたコストアップがあったものの、価格転嫁の進展やエンジン認証問題に関する補償金収入等により、前期比96億円増益の187億円となりました。



売上高		経常損益	
2,588 億円 ↓		523 億円 ↓	
前期 3,159 億円	(前期比) △18.1%	前期 857 億円	(前期比) △39.0%

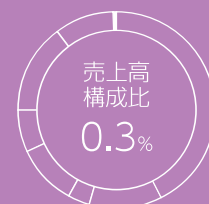


販売電力量は、前期を下回りました。販売電力単価は発電用石炭価格の変動に伴い前期比で下落しました。

この結果、売上高は、前期比18.1%減の2,588億円となり、経常利益は、神戸発電所3・4号機における燃料費調整の時期ずれによる増益影響の縮小や神戸発電所1～4号機における売電価格に関する一過性の増益影響の縮小等により、前期比334億円減益の523億円となりました。



売上高		経常損益	
89 億円 ↓		38 億円 ↓	
前期 108 億円	(前期比) △17.4%	前期 48 億円	(前期比) △20.5%



売上高は、前期比17.4%減の89億円となり、経常利益は、前期比9億円減益の38億円となりました。

(注) 1. 受注高・受注残高には、当社グループ間での受注の額を含んでおります。

(注) 2. 当社グループの売上高には、調整額△679億円を含んでおります。なお、売上高構成比は、調整額を除いた各事業の売上高の合計をもとに算出しております。

② 対処すべき課題等

<KOBELCOグループ中期経営計画（2024～2026年度）>

昨年5月に公表した「KOBELCOグループ中期経営計画（2024～2026年度）」では、「稼ぐ力の強化」と“成長追求”、「カーボンニュートラル（CN）への挑戦」の2つを最重要課題といたしました。

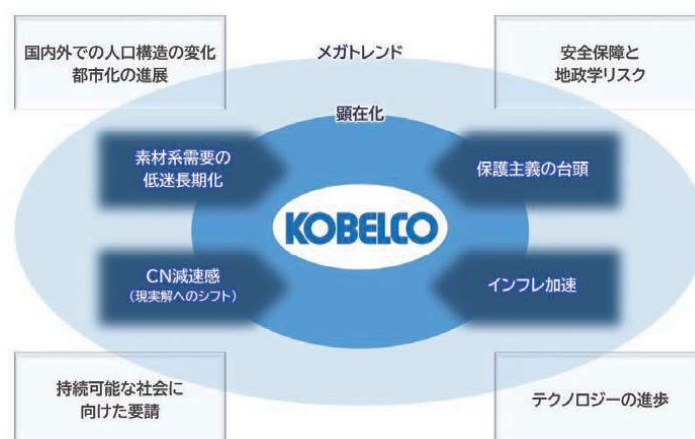
「稼ぐ力の強化」により事業の土台をさらに強固なものとするとともに、経営資源を将来の成長機会に重点的に投入することで、安定的にROIC 6 %以上、将来の姿としてROIC 8 %以上を確保し、持続的に成長する企業グループを目指します。

「CNへの挑戦」については、当社グループの保有する多様な技術により、CO₂排出削減貢献と、新たな事業機会の創出を積極的に推進してまいります。また、当社グループの生産プロセスについても、2030年で2013年度比30～40 %のCO₂を削減し、2050年でのCN実現に挑戦してまいります。

これらを実現・加速させる手段・ドライバーとして、「KOBELCO-X（コベルコ エックス）」と総称する様々な「X=変革・かけ算」に取り組み、当社グループ全体でサステナビリティ経営の強化、魅力ある企業への変革を果たし「未来に挑戦できる事業体」の確立を目指してまいります。

<当社グループを取り巻く事業環境>

「KOBELCOグループ中期経営計画（2024～2026年度）」策定時点では、当社グループを取り巻く事業環境は、「持続可能な社会に向けた要請の高まり」や、「原材料調達コストの高騰」、「地産地消へ向かうサプライチェーンの再構築」、「国内人口減少に伴う国内需要逓減や働き手不足の顕在化」、「デジタル技術の急激な進歩」等の変化が起こることを想定していました。足もとにおいては、特に米国政権交代に伴う関税政策やエネルギー政策の変更により、サプライチェーンやCNの潮流に想定以上に急激な変化が生じています。一方で、時間軸に変化はあるものの、長期的な事業環境の想定に大きな変化はなく、引き続き、「稼ぐ力の強化」と“成長追求”、「CNへの挑戦」の2つの最重要課題に取り組んでまいります。

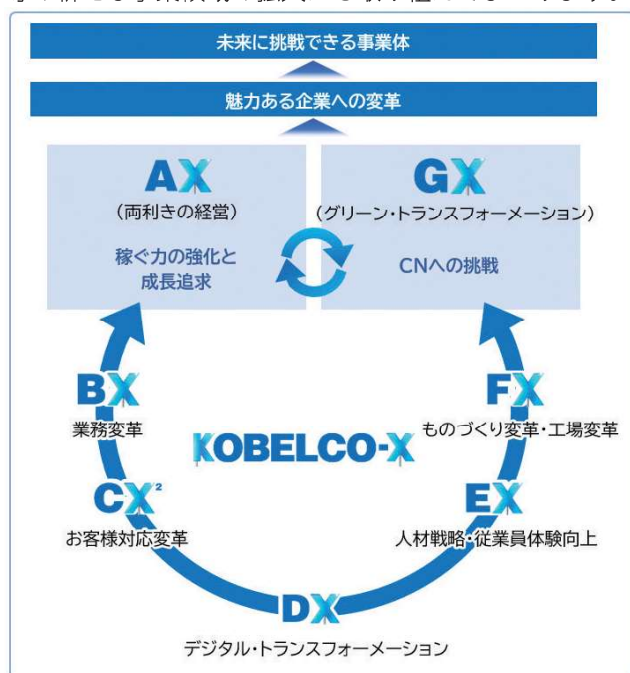


< 4つの重点施策 >

最重要課題である「稼ぐ力の強化」と「成長追求」、「CNへの挑戦」を実現するために、「将来の外部環境を見据えた“事業基盤の再整備”」、「既存事業における“新たな需要の捕捉”、“事業の幅の拡大”による成長」、「生産プロセスのCO₂削減」、「変革を通じたサステナビリティ経営の強化」の4つの重点施策を着実に実行してまいります。

「将来の外部環境を見据えた“事業基盤の再整備”」については、収益化に時間を要しているアルミ板分野の自動車パネル事業において、中国鉄鋼業最大手の中国宝武鋼鉄集团有限公司が過半出資する宝武鋁業科技有限公司と、アルミパネルの製造・販売にかかる合併会社を設立し中国国内における事業競争力の強化に着手しました。アルミ素形材事業及び建設機械事業においては、価格改善やコストダウン等のベース収益改善の取組みに注力し収益力強化に取り組んでまいります。加えて、鉄鋼や溶接等その他の素材系事業においても、国内需要の縮小や、新興国での需要の増加、CN対応等、グローバルでの競争力維持への取組みを検討してまいります。

「既存事業における“新たな需要の捕捉”、“事業の幅の拡大”による成長」については、エネルギー転換等に関連した事業拡大や新規需要を成長の機会と捉え、機械やエンジニアリング事業を中心に、既存製品の拡販強化に加えて、これまでの事業活動で培った情報や技術・ノウハウと、DX関連技術のかけ算により、コト売りやソリューションビジネス等の新たな事業領域の拡大にも取り組んでまいります。



「生産プロセスのCO₂削減」については、電力事業において、アンモニア20%混焼の既設改修について、電力広域的運営推進機関による長期脱炭素電源オークションへ応札し、落札されるなど、更なる高効率化・低炭素化への取り組みを進めています。鋼材事業では高炉へのHBI多配合等に取り組むなど、生産プロセスにおけるCO₂削減目標の達成への道筋具体化を進めてまいります。

「変革を通じたサステナビリティ経営の強化」については、AX～GXの「KOBELCO-X」の活動を通じて、事業戦略の実現を図り、サステナビリティ経営を強化してまいります。

<事業管理指標について>

当社グループは、昨年4月にグループ企業理念の実現に向けた中長期的な重要課題であるマテリアリティに関する指標及び目標を設定しています。引き続き非財務指標も含めたサステナビリティ経営に取り組み、グループ全体で企業価値向上に取り組んでまいります。

なお、「KOBELCOグループ中期経営計画（2024～2026年度）」の進捗の詳細につきましては、当社ホームページ（<https://www.kobelco.co.jp>）をご参照ください。

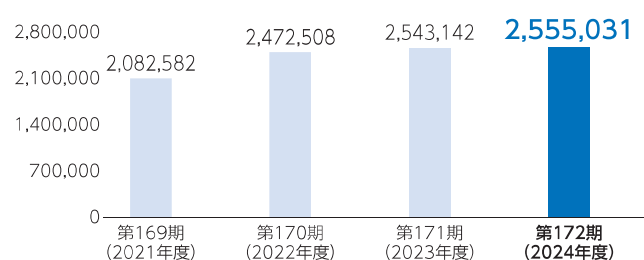
マテリアリティ	中項目	指標
グリーン社会への貢献	気候変動対応	① 生産プロセスにおけるCO ₂ 削減
		② CO ₂ 排出削減貢献量及び関連製品売上高
		③ 電力事業におけるCO ₂ 削減
	資源循環対応	④ 水のリサイクル率
		⑤ 規制地域における汚濁物質（COD、総りん）排出量
		⑥ TNFDに準拠した情報開示
安全・安心なまちづくり・ものづくりへの貢献	「S+3E ^(注) 」のエネルギー供給	⑦ 電力の安定供給の継続
	ニーズに即した 素材・機械の提供	⑧ 鋼材のエコプロダクト比率
		⑨ アルミ板の低CO ₂ 原料比率
		⑩ 環境関連機械製品受注比率（脱炭素・LNG等）
		⑪ ICT建機累計販売台数（国内）
		⑫ 溶接ソリューション製品売上比率
人と技術で繋ぐ未来へのソリューション提供	デジタル化によるものづくり・業務変革（DX）	⑬ DXに関する社員の意識調査結果
	多様な知的資産の融合と革新	⑭ 新事業のアイデア創造数
多様な人材の活躍推進	組織の多様性の向上	⑮ 総合職新卒採用女性比率
		⑯ 基幹職技能系女性社員採用・離職率
		⑰ 女性管理職人数
	活躍できる環境の整備	⑱ 男性社員の育児休業及び育児のための特別休暇取得率
		⑲ 年次有給休暇取得日数
	一人ひとりの成長・挑戦の促進	⑳ グループ企業理念の浸透
持続的成長を支えるガバナンスの追求	コンプライアンス・リスク管理	㉑ 社員研修の拡充
		㉒ 内部通報制度の利用しやすさ
	人権尊重	㉓ 人権デューディリジェンス実施会社
	安全衛生	㉔ 休業災害度数率
	品質保証	㉕ 品質ガイドライン認定拠点率
	TQM	㉖ KOBELCO TQM 実践マネジメントプログラム修了率

(注) S+3E : Safety + Energy Security, Economic Efficiency, Environment

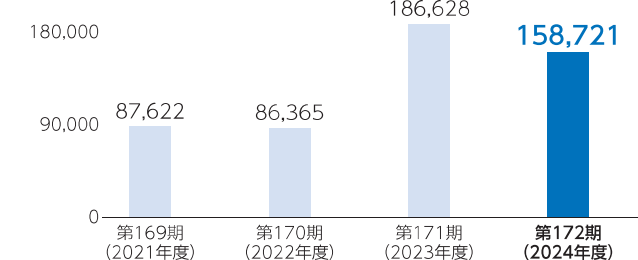
(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第169期 (2021年度)	第170期 (2022年度)	第171期 (2023年度)	第172期 (2024年度)
売上高 (百万円)	2,082,582	2,472,508	2,543,142	2,555,031
（うち海外売上高）	722,559	783,480	829,860	880,802
営業損益 (百万円)	87,622	86,365	186,628	158,721
経常損益 (百万円)	93,233	106,837	160,923	157,192
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	60,083	72,566	109,552	120,180
1株当たり当期純損益	160円23銭	183円80銭	277円38銭	304円64銭
総資産 (百万円)	2,728,745	2,874,751	2,919,774	2,891,053
純資産 (百万円)	872,346	977,653	1,127,346	1,237,059
1株当たり純資産	2,066円48銭	2,314円31銭	2,675円13銭	2,941円14銭

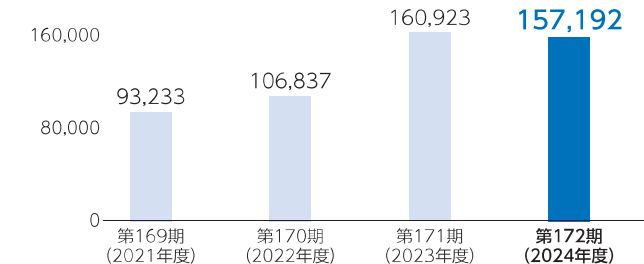
売上高 (百万円)



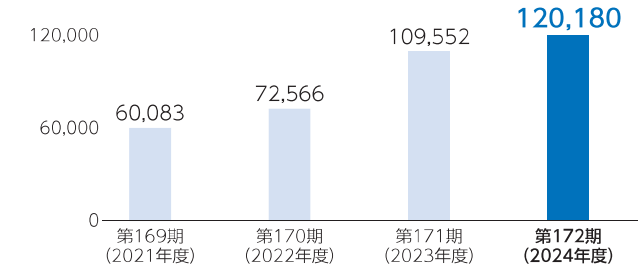
営業損益 (百万円)



経常損益 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)



(3) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、主として次に掲げる事業を行っております。

区 分	主 要 な 製 品 ・ 事 業 内 容
鉄 鋼 ア ル ミ	線材条鋼（線材、棒鋼）、薄板（熱延、冷延、表面処理）、厚板、アルミ板、その他（鋼片、鋳物用銑、製鋼用銑、スラグ製品）
素 形 材	鋳鍛鋼品、アルミニウム合金及びマグネシウム合金鋳造品、チタン及びチタン合金、アルミニウム合金鍛造品及び加工品、アルミ押出材及び加工品、銅圧延品、鉄粉
溶 接	溶接材料（各種被覆アーク溶接棒、自動・半自動溶接用ワイヤ、フラックス）、溶接ロボット、溶接機、各種溶接ロボットシステム、溶接関連試験・分析・コンサルティング業
機 械	エネルギー・化学関連機器、原子力関連機器、タイヤ・ゴム機械、樹脂機械、超高压装置、真空成膜装置、金属加工機械、各種圧縮機、冷凍機、ヒートポンプ、各種プラント（製鉄圧延、非鉄等）、各種内燃機関、特殊合金他新材料（ターゲット材等）、各種材料の分析・解析
エ ン ジ ニ ア リ ン グ	各種プラント（還元鉄、ペレタイジング、石油化学、原子力関連、水処理、廃棄物処理等）、新交通システム、化学・食品関連機器
建 設 機 械	油圧ショベル、ミニショベル、環境リサイクル機械、クローラークレーン、ホイールクレーン、重機遠隔操作システム、クレーン施工計画支援ソフトウェア
電 力	電力供給、熱供給
そ の 他	高圧ガス容器製造業、総合商社

(4) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

本 社	神 戸（本店）、東京
支 社	大阪、名古屋
支 店	北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北陸（富山市）、中四国（広島市）、九州（福岡市）、沖縄（那覇市）
海 外	デトロイト、バンコク、上海、ミュンヘン
研 究 所	神 戸（神戸市）
工 場	鉄 鋼 ア ル ミ 加古川（兵庫県）、神戸（神戸市）、真岡（栃木県）
	素 形 材 高砂（兵庫県）、長府（山口県）、大安（三重県）
	溶 接 藤沢（神奈川県）、茨木（大阪府）、西条（広島県）、福知山（京都府）
	機 械 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 高砂（兵庫県）

(注) 1. 「海外」には、現地統括会社を記載しております。

(注) 2. 重要な子会社等の本社の所在地は、(5)「重要な子会社等の状況」に記載しております。

(5) 重要な子会社等の状況

(子会社)

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
日本高周波鋼業(株)〔東京都〕	12,721百万円	51.84	特殊鋼鋼材の製造、販売
神鋼鋼線工業(株)〔兵庫県尼崎市〕※1	8,062百万円	43.62	線材二次製品の製造、販売及び各種構造物の建設工事の請負
関西熱化学(株)〔兵庫県尼崎市〕	6,000百万円	90.00	コークス類その他各種化学工業品の製造、販売
神鋼物流(株)〔神戸市〕	2,479百万円	97.68	港湾運送、内航海運、通関、貨物自動車運送、倉庫、工場構内諸作業請負
神鋼ボルト(株)〔千葉県市川市〕	465百万円	100.00	建築・橋梁用等各种ボルトの製造、販売
(株)コベルコE&M〔神戸市〕	150百万円	100.00	各種プラント・機械の設計、製作、据付、配管及び保全工事
神鋼特殊鋼線（平湖）有限公司〔中国〕	118,770千元	52.00	特殊鋼線材の二次加工製品の製造・販売及び当該製品の仕入れ販売・輸出入
Kobelco Precision Technology Sdn. Bhd.〔マレーシア〕	19,000千マレーシアリンギット	100.00	ハードディスクドライブ用磁気ディスク基板の製造、販売
Kobelco Millcon Steel Co., Ltd.〔タイ〕	2,830百万タイバーツ	75.00	特殊鋼線材、普通鋼線材の製造、販売
神鋼汽車鋁部件（蘇州）有限公司〔中国〕	239,681千元	85.00	自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造、販売
Kobelco Aluminum Automotive Products, LLC〔米国〕※1	154,000千米ドル	97.66	自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造、販売
Kobelco Aluminum Products & Extrusions Inc.〔米国〕※1	24,000千米ドル	100.00	自動車向けバンパー材及び骨格材の製造、販売
Kobelco Electronics Material (Thailand) Co., Ltd.〔タイ〕	105百万タイバーツ	100.00	電子材料用銅板材のスリット加工、販売
青島神鋼溶接材料有限公司〔中国〕	211,526千元	90.00	溶接材料の製造、販売、溶接ロボットシステム及びパーツの販売
Kobelco Welding of Korea Co., Ltd.〔韓国〕	6,554百万ウォン	87.74	溶接材料の製造、販売
コベルコ・コンプレッサ(株)〔東京都〕	7,400百万円	51.00	空気圧縮機の製造、販売、サービス
神鋼造機(株)〔岐阜県大垣市〕※1	388百万円	100.00	内燃機関、変速機、試験機等の製造、販売
(株)コベルコ科研〔神戸市〕	300百万円	100.00	各種材料の分析・試験、構造物の評価及びターゲット材、半導体・FPD等検査装置の製造、販売
神鋼無錫圧縮機股份有限公司〔中国〕※1	150,000千元	70.00	圧縮機の製造、販売
神鋼圧縮機製造（上海）有限公司〔中国〕※1	87,796千元	100.00	圧縮機及び関連製品の開発・製造、当社製品の販売・サービス
Kobelco Industrial Machinery India Pvt. Ltd.〔インド〕※1	863百万インドルピー	100.00	ゴム混練機及びゴム二軸押出機の製造、販売
Quintus Technologies AB〔スウェーデン〕※1	10百万スウェーデンクローネ	100.00	等方圧加圧装置及びシートメタルフォーミング装置の設計、製造、販売、サービス

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
Kobelco Advanced Lube-System Asia Co., Ltd. [韓国]	7,909百万ウォン	96.36	非汎用圧縮機の組立業務、非汎用圧縮機・樹脂機械等の補機部品製造等
Kobelco Compressors America, Inc. [米国] ※ 1	5千米ドル	100.00	プロセスガス用圧縮機システム、冷凍機システム、部品等の製造、販売
(株)神鋼環境ソリューション [神戸市]	6,020百万円	100.00	各種環境プラントの設計・製作・建設・保守点検、各種産業用機器装置の設計・製作・保守点検
神鋼環境メンテナンス(株) [神戸市] ※ 1	80百万円	100.00	水処理施設及び廃棄物処理施設の運転等
Midrex Technologies, Inc. [米国] ※ 1	1千米ドル	100.00	MIDREX [®] プロセス（直接還元製鉄法）プラントの設計・販売
コベルコ建機(株) [東京都]	16,000百万円	100.00	建設機械の製造、販売、サービス
コベルコ建機日本(株) [千葉県市川市] ※ 1	490百万円	100.00	建設機械の販売、サービス
コベルコ建機トータルサポート(株) [神戸市] ※ 1	350百万円	100.00	建設機械・仮設資材のリース・賃貸、建設機械の販売・整備、切削工事、産業機械の販売
神鋼建機（中国）有限公司 [中国] ※ 1	2,522,314千元	100.00	建設機械の製造、販売、サービス
成都神鋼建機融資租賃有限公司 [中国] ※ 1	374,199千元	88.95	リース業務
Kobelco Construction Machinery Southeast Asia Co., Ltd. [タイ] ※ 1	2,279百万タイバツ	100.00	建設機械の製造、販売、サービス
Kobelco Construction Equipment India Pvt. Ltd. [インド] ※ 1	4,512百万インドルピー	100.00	建設機械の製造、販売、サービス
Kobelco Construction Machinery Europe B.V. [オランダ] ※ 1	8,800千ユーロ	100.00	建設機械の販売、サービス
Kobelco International (S) Co., Pte. Ltd. [シンガポール] ※ 1	1,058百万円	100.00	建設機械の販売、サービス
Pt. Daya Kobelco Construction Machinery Indonesia [インドネシア] ※ 1	1,312,592百万インドネシアルピア	100.00	建設機械の販売、サービス
Kobelco Construction Machinery Australia Pty. Ltd. [オーストラリア] ※ 1	10,000千豪ドル	100.00	建設機械の販売、サービス
Kobelco Construction Machinery U.S.A. Inc. [米国] ※ 1	2千米ドル	100.00	建設機械の販売、サービス
(株)コベルコパワー神戸 [神戸市]	3,000百万円	100.00	電力供給
(株)コベルコパワー真岡 [栃木県真岡市]	600百万円	100.00	電力供給
(株)コベルコパワー神戸第二 [神戸市]	300百万円	100.00	電力供給
神鋼投資有限公司 [中国]	1,775,939千元	100.00	中国における事業統括会社
Kobe Steel USA Holdings Inc. [米国]	205千米ドル	100.00	米国における事業会社の株式保有

(関連会社)

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
日鉄神鋼建材(株)〔東京都〕	300百万円	35.00	土木・建築用製品の製造、販売
宝鋼神鋼汽車鋁板（上海）有限公司 〔中国〕※1	999,621千元	50.00	自動車パネル用アルミ板材の製造、販売
神鋼汽車鋁材（天津）有限公司〔中国〕	884,000千元	— [100.00]	自動車パネル用アルミ板材の製造、販売
鞍鋼神鋼冷延高張力自動車鋼板有限公司 〔中国〕※1	700,000千元	49.00	高張力冷延鋼板の製造、販売
Ulsan Aluminum, Ltd.〔韓国〕	686,961百万ウォン	50.00	アルミ板母材の製造
PRO-TEC Coating Company, LLC〔米国〕※1	123,000千米ドル	50.00	亜鉛めっき鋼板、高張力冷延鋼板の製造、販売
日本エアロフォージ(株)〔岡山県倉敷市〕	1,850百万円	40.54	大型鍛造品の製造、販売
(株)ほくとう〔青森県八戸市〕※1	30百万円	34.00	土木、建設、工作、鉱山、輸送、電気機械等の製作販売、修理及び賃貸
神鋼商事(株)〔大阪市〕※1 ※2	5,650百万円	35.97	鉄鋼、非鉄金属、機械等の売買及び輸出入
新生コベルコリース(株)〔神戸市〕	3,243百万円	20.00	建設機械・産業機器・事務機器・その他動産のリース・割賦販売
TC神鋼不動産(株)〔神戸市〕	3,037百万円	25.00	不動産分譲、不動産賃貸、保険代理

(注) 1. 上表の※1印は、子会社保有の株式を含めております。

(注) 2. 上表の※2印は、退職給付信託として拠出している株式を含めております。

(注) 3. [] 内は、緊密な者又は同意している者（宝鋼神鋼汽車鋁板（上海）有限公司）の所有割合であります。

(注) 4. 当期において、神鋼特殊鋼線（平湖）有限公司、Kobelco Electronics Material (Thailand) Co., Ltd.、Kobelco Construction Machinery Australia Pty. Ltd.、宝鋼神鋼汽車鋁板（上海）有限公司を新たに追加いたしました。

(注) 5. 2024年5月2日付で、Kobe Aluminum Automotive Products, LLCは、Kobelco Aluminum Automotive Products, LLCに商号を変更いたしました。

(注) 6. 2024年4月1日付でトーヨースギウエ(株)は(株)ササイナカムラ及び(株)ワイズヨシハラを吸収合併し、コベルコ建機トータルサポート(株)に商号を変更いたしました。

(注) 7. 当期において、Ulsan Aluminum, Ltd.は、増資を実施したことから、資本金が686,961百万ウォンとなりました。

(注) 8. 当期において、関西熱化学(株)の株式を追加取得したことにより、同社は当社の重要な子会社となるとともに、同社に対する当社グループの議決権比率は24.00%から90.00%となりました。

(注) 9. 当期において、神鋼汽車鋁材（天津）有限公司は、組織再編に伴う支配の喪失により、当社の子会社から関連会社となりました。

(注) 10. 2025年4月30日付で、関西熱化学(株)の株式を追加取得したことにより、同社に対する当社グループの議決権比率は100.00%となりました。

(6) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、工事（検収）ベースで1,158億円であります。

(7) 資金調達の状況

当期中に当社グループは、借入金返済資金の一部に充当するため、無担保社債500億円を発行いたしました。

(8) 主要な借入先及び借入額（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
(株)みずほ銀行	112,314
(株)三菱UFJ銀行	84,580
(株)日本政策投資銀行	79,964
(株)三井住友銀行	69,590

(注) 上記のほか、(株)みずほ銀行、(株)三菱UFJ銀行、及び(株)三井住友銀行をそれぞれ幹事とするシンジケートローンが、合わせて31,700百万円ありますが、各借入先の借入金残高には含めておりません。

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

(単位：名)

区分	従業員数
鉄鋼アルミ	13,338
素形材	4,706
溶接	2,355
機械	6,224
エンジニアリング	3,780
建設機械	6,894
電力	335
その他又は全社	1,662
合計	39,294

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

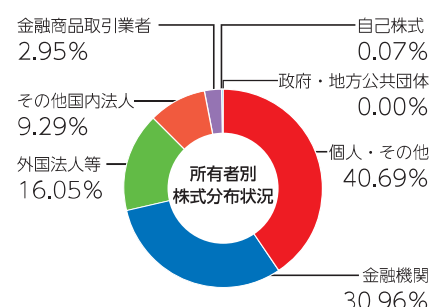
従業員数	11,895名
前期末比増減	361名増
平均年齢	39.9歳
平均勤続年数	15.4年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

(注) 2. 上記従業員数には、出向者800名を含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 396,345,963株
 (3) 株主数 279,150名
 (4) 大株主（上位10名）



株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）	当社の大株主への出資状況	
			持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	67,083	16.94	—	—
(株)日本カストディ銀行（信託口）	16,892	4.26	—	—
野村信託銀行(株)（投信口）	8,793	2.22	—	—
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,579	1.41	—	—
日本生命保険(相)	5,059	1.28	—	—
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,939	1.25	—	—
(株)シマブンコーポレーション	4,420	1.12	—	—
神戸製鋼所従業員持株会	4,311	1.09	—	—
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	4,027	1.02	—	—
神鋼くろがね会協栄会	3,466	0.88	—	—

- (注) 1. 当社は、自己株式281,700株を保有しております。大株主の当社に対する持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
- (注) 2. 当期中に当社が単元未満株式の買取により取得した株式は、7,977株（取得価額の総額は14,416,340円）、単元未満株式の買増請求により処分した自己株式は、364株（処分価額の総額は592,037円）です。
- (注) 3. 当期中に当社が中長期インセンティブ報酬として役員株式給付信託（Board Benefit Trust）を通じて取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に交付した株式数は、次のとおりです。株式の給付は信託期間中の3年毎の一定期日及び取締役の退任時（引き続き執行役員に就任する場合を除く。）に行っており、当期は、その株式給付の期日ではないことから、取締役退任者にものみ株式を交付しております。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役は、その職責に鑑み、中長期インセンティブ報酬の対象外としております。当社の役員報酬制度については、「3. 会社役員に関する事項」をご参照ください。

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	25,900株	1名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	勝 川 四 志 彦	
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	永 良 哉	内部統制・監査部、安全・環境部、法務部、総務・CSR部、人事労政 部、建設技術部、機材調達部、ラグビーセンター、支社・支店、高砂製 作所（直属部門）の総括、全社コンプライアンスの総括、全社安全衛生 の総括、全社環境防災の総括
取締役執行役員	坂 本 浩 一	品質統括部、技術戦略企画部、知的財産部の総括、技術開発本部の総 括、全社品質の総括、全社TQM活動推進の総括、全社技術開発の総括
取締役執行役員	宮 岡 伸 司	事業開発部、IT企画部の総括、全社システムの総括
取締役執行役員	木 本 和 彦	経営企画部、財務経理部、海外拠点（本社所管）の総括、社長特命事項 の担当、IR活動について総務・CSR部総括役員を支援
取締役	伊 藤 ゆ み 子	当社取締役会議長、 イトウ法律事務所代表、NIPPON EXPRESSホールディングス(株)社外取締役
取締役	北 川 慎 介	豊トラスティ証券(株)社外監査役、 (一社)日本商事仲裁協会理事長
取締役	塚 本 良 江	NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション(株)代表取締役社長
取締役 (監査等委員・常勤)	松 本 群 雄	
取締役 (監査等委員・常勤)	後 藤 有 一 郎	
取締役 (監査等委員)	河 野 雅 明	当社監査等委員会委員長、 (株)オリエントコーポレーション取締役会長（兼）会長執行役員
取締役 (監査等委員)	三 浦 州 夫	河本・三浦法律事務所代表、 旭情報サービス(株)社外監査役
取締役 (監査等委員)	関 口 暢 子	エイチ・ツー・オー リテイリング(株)社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役伊藤ゆみ子、取締役北川慎介、取締役塚本良江、取締役河野雅明、取締役三浦州夫及び取締役関口暢子の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注) 2. 当社は、取締役伊藤ゆみ子、取締役北川慎介、取締役塚本良江、取締役河野雅明、取締役三浦州夫及び取締役関口暢子の6氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ております。
- (注) 3. 取締役河野雅明氏及び取締役関口暢子氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・取締役河野雅明氏は、長年銀行業務に従事しておりました。
・取締役関口暢子氏は、企業の財務・経理部門において長年業務に従事しておりました。
- (注) 4. 当社は、常勤の監査等委員を監査等委員会にて選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査環境の整備や社内の情報の収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査により、監査等委員会の職務執行をより円滑にするためであります。
- (注) 5. 当社と社外役員の兼職先との間には、開示すべき特別な関係はございません。

(注) 6. 当期中の退任取締役は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	退任年月日
取締役	山 口 貢	2024年6月19日
取締役	馬 場 宏 之	2024年6月19日
取締役 (監査等委員・常勤)	石 川 裕 士	2024年6月19日

(注) 7. 2025年4月1日付で、地位又は担当もしくは重要な兼職の状況が変更になった取締役の変更後の地位並びに担当及び重要な兼職の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	永 良 哉	内部統制・監査部、安全・環境部、法務部、総務・CSR部、人事労政部、ラグビーセンター、支社・支店、高砂製作所（直属部門）の総括、全社コンプライアンスの総括、全社安全衛生の総括、全社環境防災の総括
取締役執行役員	宮 岡 伸 司	事業開発部、IT企画部、建設技術部、機材調達部の総括、全社システムの総括、社長特命事項の担当、営業企画について総務・CSR部総括役員を支援
取締役 (監査等委員)	河 野 雅 明	当社監査等委員会委員長、 (株)オリエントコーポレーション取締役

【ご参考】当社の執行役員制度について

当社は執行役員制度を導入しており、2025年4月1日現在の執行役員の体制及び担当は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	宮 崎 庄 司	鉄鋼アルミ事業部門長
執 行 役 員	天 野 靖 士	機械事業部門産業機械全般の担当、同生産本部長、同管理本部副本部長
	有 村 仁	鉄鋼アルミ事業部門真岡製造所長
	入 谷 一 夫	機械事業部門技術本部長、同管理本部副本部長
	大 草 裕	海外拠点（本社所管）の担当、経営企画部長
	岡 野 康 司	素形材事業部門企画管理部、技術総括部（管理グループ）、品質保証部、高砂管理部、高砂品質保証部の担当、同長府製造所（直属部門）、大安製造所（直属部門（除く鋳鍛開発室））の担当
	蔭 木 陽 一	機械事業部門新事業推進本部長、同管理本部副本部長
	加 藤 丈 晴	素形材事業部門アルミ鋳鍛ユニット、チタンユニット、銅板ユニットの担当、同事業企画部長
	門 脇 良 策	素形材事業部門長
	上谷内 洋 一	エンジニアリング事業部門安全品質環境部、新規事業推進室、原子力・復興プロジェクト部、CWDセンター、社会インフラ部の担当
	木 澤 尊 彦	鉄鋼アルミ事業部門事業戦略部の担当
	木 下 俊 英	鉄鋼アルミ事業部門技術企画部、システム技術部、資源化推進部の担当、鉄鋼アルミ事業部門長特命事項の担当
	猿 丸 正 悟	機械事業部門長、同管理本部長
	末 永 和 之	溶接事業部門長
	高 田 泰 史	素形材事業部門鋳鍛鋼ユニット、アルミ押出・サスペンションユニット、鉄粉ユニットの担当
	谷 川 正 樹	鉄鋼アルミ事業部門アルミ板ユニット長
	中 西 元	鉄鋼アルミ事業部門自動車事業企画室、自動車板材営業部、名古屋鉄鋼・アルミ板営業部の担当、同薄板ユニット長、全社自動車プロジェクトの担当
	中 村 昭 二	鉄鋼アルミ事業部門加古川製鉄所長
	中 森 慶太郎	法務部、総務・CSR部、ラグビーセンター、支社・支店、高砂製作所（直属部門）の担当
	西 野 都	技術開発本部長

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	宝 田 澄 和	鉄鋼アルミ事業部門企画管理部、原料部の担当
	又 賀 毅	鉄鋼アルミ事業部門線材条鋼ユニット長、厚板ユニット長
	三 宅 義 浩	鉄鋼アルミ事業部門自動車板材商品技術部、同技術開発センターの担当、同自動車板材全般の担当、同鋼材商品技術全般について各ユニット長を支援
	元 行 正 浩	エンジニアリング事業部門長、全社建設業の担当
	森 田 大 三	安全・環境部、品質統括部、人事労政部、全社安全衛生の担当、全社環境防災の担当、全社品質の担当、全社TQM活動推進の担当
	山 崎 洋一郎	技術戦略企画部、事業開発部、知的財産部の担当、全社技術開発の担当
	山 地 敏 行	内部統制・監査部、財務経理部の担当、全社コンプライアンスの担当
	吉 武 邦 彦	電力事業部門長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と「(1) 取締役」に記載の監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、「(1) 取締役」に記載のすべての取締役（監査等委員である取締役を含む。）との間で、会社法第430条の2第1項に定める補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしております。当該契約においては、取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次の措置を講じております。

- ①同項第2号の損失を補償するためには、確定判決又は当社が適正と認める和解の成立を前提とすること
- ②取締役が不正な利益を図り、もしくは会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、又は会社に対する説明に重要な点で虚偽があったことが判明した場合には、補償の対象外とするとともに、すでに受領した補償額の返還を請求できること

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び当社取締役会決議にて「重要な使用人」として選任された者を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

経営者の適切なリスクテイクを可能とすべく、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟及び株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役の報酬等の総額

区 分	人員 (名)	支払総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			備 考
			基本報酬	業績連動報酬	中長期インセンティブ報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	10 (4)	549 (46)	282 (46)	194 (一)	72 (一)	報酬支給人員、支払額には、当期中に退任した社内取締役（監査等委員を除く。）1名、社外取締役（監査等委員を除く。）1名、社内取締役（監査等委員）1名を含めております。
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6 (3)	116 (49)	116 (49)	— (一)	— (一)	
合 計	16	666	398	194	72	

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額のうち基本報酬は、2022年6月22日開催の第169回定時株主総会において、支給限度額を1事業年度当たり総額460百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の基本報酬の支給対象の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）でした。また、業績連動報酬は、2024年6月19日開催の第171回定時株主総会において、上限額に相当する支給限度額を1事業年度当たり総額387百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の業績連動報酬の支給対象の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名でした。また、2024年6月19日開催の第171回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象に、中長期インセンティブ報酬として導入している株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））に当社株式の取得資金として拠出する金額の上限を3事業年度分として400百万円以内、各事業年度毎に付与されるポイント数を471,200ポイント以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での中長期インセンティブ報酬の支給対象の取締役の員数（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は、5名でした。
- (注) 2. 監査等委員である取締役に対する報酬額は、2016年6月22日開催の第163回定時株主総会において、基本報酬の支給限度額を1事業年度当たり総額132百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の基本報酬の支給対象の監査等委員である取締役は、5名（うち、社外取締役は3名）でした。
- (注) 3. 役員賞与は支給しておりません。
- (注) 4. 業績連動報酬の総額は、支給見込み額であり、中長期インセンティブ報酬の総額は、付与ポイントの費用計上額であります。
- (注) 5. 当社の取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会にて決議された「役員報酬制度の基本方針」に基づき、指名・報酬委員会にて承認を得た内規にその詳細な算定方法を定めており、これに従い、その内容を決定しています。なお、当期の取締役の個人別の報酬等につきましては、当該内規に基づいて決定されていることから、取締役会として決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社の「役員報酬制度の基本方針」は、次のとおりです。

役員報酬制度の基本方針

- ① 役員の報酬制度の基本的な考え方
- 1) 当社の持続的発展を担う優秀な人材を確保し、適切に報奨することができる制度であること。
 - 2) 広くステークホルダーと価値観を共有し、短期的な成長のみならず中長期的な成長の追求を促すことができる制度であること。
 - 3) 連結業績目標の達成を動機づけていくにあたり、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するべく、事業ごとの特性を十分に考慮した制度とすること。
 - 4) 報酬制度の在り方、見直しの必要性については、指名・報酬委員会にて検討することで、報酬決定にかかる判断の客観性や透明性を確保すること。
- ② 報酬体系
- 1) 株主総会決議に基づき、取締役会にて個別の役員報酬の算定方法を含む「役員報酬規程」、「役員報酬規程細則」、「役員業績連動報酬規程」、「役員株式給付規程」を定めます。
 - 2) 当社の役員報酬は、役員・委嘱業務に応じた報酬ランクに基づく基本報酬（固定給）と、単年度の組織業績反映分及び個人評価反映分によって構成される業績連動報酬、並びに企業価値向上に対する利害を株主の皆様と共有することを目的とする株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬で構成します。ただし、社外取締役、及び監査等委員である取締役はその役割に鑑み、業績連動報酬並びに中長期インセンティブ報酬の対象外とします。なお、報酬ランクは、委嘱業務の職責の大きさを考慮して社長が決定し、指名・報酬委員会及び取締役会に報告するものとします。
 - 3) 業績連動報酬のうち組織業績反映分の基準額は役員・報酬ランク毎の基本報酬の40～60％程度、個人評価反映分は役員・報酬ランク毎の基本報酬の△5～5％程度、中長期インセンティブ報酬の単年度付与価値は役員・報酬ランク毎の基本報酬の25～30％程度に設定します。
 - 4) 株主総会の決議に基づく、各報酬の限度額等
- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬 | |
| 基本報酬の支給限度額 | 1事業年度当たり総額460百万円以内 |
| 業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額 | 1事業年度当たり総額387百万円以内 |
| 中長期インセンティブ報酬の付与上限ポイント | 1事業年度当たり471,200ポイント以内 |
| 監査等委員である取締役の報酬（基本報酬のみ） | 1事業年度当たり総額132百万円以内 |

＜ご参考＞役員報酬体系

報酬等の構成は、以下のとおりです。役位毎の種類別報酬割合については、高い成果、責任が求められる高い役位ほど業績連動報酬及び中長期インセンティブ報酬の比率を高めています。

取締役社長	約53%	約32%	約16%
取締役副社長執行役員	約56%	約28%	約17%
取締役執行役員	約61%	約24%	約15%
監査等委員である取締役	100%		
社外取締役	100%		

■ 基本報酬 ■ 業績連動報酬 ■ 中長期インセンティブ報酬

※業績連動報酬の組織業績反映分及び中長期インセンティブ報酬は業績に応じて支給額が変動し、その変動範囲は、業績連動報酬の組織業績反映分では基準額の0～200%、中長期インセンティブ報酬では基準額の0～120%です。なお、上図における業績連動報酬の組織業績反映分及び中長期インセンティブ報酬の割合は、それぞれの支給額が基準額の100%である場合を示しています。また、上図以外に、業績連動報酬の個人評価反映分を基本報酬の△5～5%の範囲で支給します。

※取締役執行役員は標準的な報酬ランクの場合を示しています。

③ 業績連動報酬の仕組み

- 業績連動報酬のうち組織業績反映分は、中期計画に掲げる経営管理指標を基礎として業績目標を設定し、各事業部門も同様に各事業部門毎の業績管理指標を基礎として業績目標を設定の上、それぞれの目標達成度に応じて、役位・報酬ランク毎の基準額に0～200%を乗じて支給額を決定します。なお、算定の基礎となる経営管理指標については、取締役会にて定めます。
- 業績連動報酬のうち個人評価反映分は、委嘱業務・事業ユニットの業績、目標達成の度合いその他を含めた総合評価とし、役位・報酬ランク毎の基本報酬に△5～5%を乗じて支給額を決定します。総括役員または事業部門長の評価は社長が決定し、その他執行役員の評価は総括役員または事業部門長が一次評価をし社長が決定します。評価の内容については指名・報酬委員会に報告するものとします。
(注) 個人評価反映分は、各役員の委嘱業務におけるESG関連の取組状況も総合的に勘案し評価しております。
- 役位・報酬ランク毎の基準額、係数の算定方法は「役員報酬規程細則」及び「役員業績連動報酬規程」に定めます。
- 経営管理指標は、事業報告にて開示します。
(注) 資本コストを意識した経営資源の効率化と経営基盤の強化を促進するため、「ROIC」を評価指標としております。なお、算定においては、中期経営計画で掲げるROIC 8%を達成した際に支給係数が最大（200%）となります。

④ 中長期インセンティブ報酬の仕組み

- 中長期インセンティブ報酬は、企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めることを目的に、役員株式給付信託（Board Benefit Trust）と称される仕組みを採用します。株式給付については、役位・報酬ランク毎の基準額をもとに算出された基準ポイント数に、毎期の親会社株主に帰属する当期純利益、配当実施状況及びESG関連指標の実績に応じて0～120%を乗じたポイント数を付与し、信託期間中の3年毎の一定期日に、付与されたポイント数に応じて当社株式を給付します。
(注) 当社では株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけていることから「親会社株主に帰属する当期純利益（以下、当期利益）」を評価指標としております。なお、算定における基準値は配当政策に掲げている配当性向を目安として当期利益794億円としています。また、ESGに関する各種経営課題の解決を積極的に推進することができるよう、ESG関連指標も評価指標としております。具体的には、ESGのすべての観点を網羅的かつ客観的に評価するために、グローバルに展開する主要なESG評価機関の評価を指標としており、基準値は「CDP気候変動スコアA」、「FTSE ESGスコア3.9以上」、「MSCI ESGレーティングAAA」としております。
- 役位・報酬ランク毎の基準ポイント数、係数の算定方法は「役員報酬規程細則」及び「役員株式給付規程」に定めます。
- 信託による株式取得資金として原則として、3年毎に1,250百万円を拠出します。ただし、信託期間の末日に信託財産内に残存株式がある場合には、以降の信託対象期間における原資に充当し、1,250百万円から残存株式等の金額を控除した金額を拠出額とします。

⑤ 報酬額の決定及び支給の時期

- 基本報酬は、役位・報酬ランクに基づく基本報酬を12か月で割った月額を役員就任月より毎月支給します。月の途中で委嘱業務の異動等により基本報酬に変更が生じた場合は、変更翌月より変更後の報酬を支給します。
- 業績連動報酬のうち組織業績反映分は、毎事業年度終了後、算定式に基づき決定し、定時株主総会の実施月の翌月末までに一括支給します。個人評価反映分は、毎事業年度終了後に個人評価結果に応じて算定式に基づき決定した金額を組織業績反映分と合わせて支給します。
- 中長期インセンティブ報酬は、毎事業年度終了後に算定式に基づきポイント数を決定し毎年6月30日に付与します。株式等の給付は信託期間中の3年毎の一定期日にを行います。

⑥ 報酬水準の決定方法

外部の専門機関による役員報酬調査データ等に基づき、当社の企業規模、並びに役員が果たすべき職責に見合う報酬水準となるよう設定します。

⑦ 報酬の方針の決定・検証方法

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度に関する方針は取締役会決議にて、監査等委員である取締役の報酬の方針は監査等委員全員の協議により決定します。
- 報酬制度の在り方、また見直しの必要性については、指名・報酬委員会にて検討し、見直しが必要と判断される場合は、制度設計の見直しを取締役会に上程し、取締役会にて決議します。

【ご参考】

各報酬に係る指標の基準値及び実績

報酬項目	業績連動報酬	中長期インセンティブ報酬			
指標	ROIC	当期利益反映分	ESG評価反映分		
		親会社株主に帰属する当期純利益	CDP 気候変動スコア	FTSE ESGスコア	MSCI ESGレーティング
2024年度基準値	8.0%	794億円	A	3.9以上	A A A
2024年度実績値	6.9%	1,201億円	A-	3.8	A A

(注) 1. 基準値は支給係数が最大となる場合を示しております。

(注) 2. 中長期インセンティブ報酬のESG評価反映分の実績値については、当期末時点で開示されている値を用いております。

最近事業年度における取締役会及び指名・報酬委員会の活動内容

役員報酬に関する以下の内容について、指名・報酬委員会にて審議、取締役会への答申を行った後、取締役会で決議されています。

開催時期	審議・決議内容
2024年5月	役員報酬上限額変更議案の株主総会への上程、株式給付信託（BBT）への追加拠出、業績連動報酬の算式、役員報酬制度の基本方針の見直し
2025年5月	2024年度の業績連動報酬額及び中長期インセンティブ報酬額

【業績連動報酬のうち組織業績反映分の算定方法】

$$\begin{aligned}
 &\text{業績連動報酬 (組織業績反映分)} = \text{役員・報酬ランク毎の基準額※1} \times \text{評価指標に基づく係数※2} \\
 &\text{※1 役員・報酬ランク毎の基準額} \\
 &\quad \text{役員・報酬ランク毎の基準額は、「役員報酬規程細則」において定めています。} \\
 &\text{※2 評価指標に基づく係数} \\
 &\quad \text{評価対象期間のROICを評価指標とし、以下の算式に基づいて算出します。} \\
 &\quad \text{なお、事業部門業績反映分における適用事業部門は、受給予定者毎に各人の委嘱業務に基づいて決定します。また、委嘱業務が本社部門（技術開発本部含む）、及び電力事業部門の場合は、事業部門業績反映分の対象外とし、以下の算式に関わらず、「全社業績反映分×1.0」にて算出します。} \\
 &\text{評価指標に基づく係数 (％)} = \text{(A) 全社業績反映分 (％)} \times 0.7 + \text{(B) 事業部門業績反映分 (％)} \times 0.3 \\
 &\text{(A) 全社業績反映分 (％)} = \left[\frac{100}{3} \times \text{全社連結ROIC} - \frac{2}{3} \right] \times 100 \\
 &\text{(B) 事業部門業績反映分 (％)} = \left[\frac{100}{3} \times \text{各事業部門連結ROIC} - \frac{2}{3} \right] \times 100
 \end{aligned}$$

※全社業績反映分、及び事業部門業績反映分は、小数点以下の端数を四捨五入し、それぞれ0%を下回る場合は0%、200%を上回る場合は200%とします。

【中長期インセンティブ報酬の付与ポイントの算定方法】

$$\begin{aligned}
 &\text{付与ポイント数} = \text{役員・報酬ランク毎の基準ポイント数※1} \times \text{評価指標に基づく係数※2} \\
 &\text{※1 役員・報酬ランク毎の基準ポイント数} \\
 &\quad \text{役員・報酬ランク毎の基準ポイント数は、「役員報酬規程細則」において定めています。} \\
 &\text{※2 評価指標に基づく係数} \\
 &\quad \text{配当、当期利益及びESG関連指標の実績に応じて決定します。}
 \end{aligned}$$

(6) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

	取締役会 出席回数 (出席率)	監査等委員会 出席回数 (出席率)	取締役会・監査等委員会における発言状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 伊藤 ゆみ子	16回中16回 (100%)	—	弁護士としての法曹界における経験や、産業界における当社とは異なる事業領域での法務を中心とした経営者としての豊富な経験から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議及びサステナビリティ経営会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行うとともに、取締役会議長、指名・報酬委員会委員長及びコーポレートガバナンス委員としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。
取締役 北川 慎介	16回中16回 (100%)	—	資源エネルギー分野をはじめ経済産業政策に関わる豊富な経験及び当社とは異なる事業領域での経験に基づく産業界全般に対する高い見識から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議及びサステナビリティ経営会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行うとともに、コーポレートガバナンス委員会委員長としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。
取締役 塚本 良江	12回中12回 (100%)	—	産業界における当社とは異なる事業領域での豊富な経験及び経営者としての高い見識から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議及びサステナビリティ経営会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行うとともに、コーポレートガバナンス委員としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。
取締役 (監査等委員) 河野 雅明	16回中16回 (100%)	21回中21回 (100%)	金融機関での与信管理・財務管理に関する豊富な経験や、金融機関等の経営者としての高い見識等、金融界における知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議及びサステナビリティ経営会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、監査等委員会委員長、指名・報酬委員及びコーポレートガバナンス委員としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しており、監査等委員として、積極的に事業所往査等にも取り組んでおります。
取締役 (監査等委員) 三浦 州夫	16回中16回 (100%)	21回中21回 (100%)	裁判官及び弁護士としての法曹界における豊富な経験に基づく高い見識と、上場企業での社外役員としての豊富な知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議及びサステナビリティ経営会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、コンプライアンス委員会委員長としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しており、監査等委員として、積極的に事業所往査等にも取り組んでおります。
取締役 (監査等委員) 関口 暢子	16回中16回 (100%)	21回中21回 (100%)	産業界における当社とは異なる事業領域での財務、会計及び経営管理に関する豊富な経験に基づく高い見識と、上場企業での社外役員としての豊富な知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議及びサステナビリティ経営会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、監査等委員として、積極的に事業所往査等にも取り組んでおります。

(注) 塚本良江氏が取締役役に就任した2024年6月19日以降、取締役会を12回開催しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分		支 払 額 (百万円)
①	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	194
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	585

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の①の金額にはこれらの金額の合計額を記載しております。
- (注) 2. 監査等委員会は、会計監査人の前期の監査実績も踏まえながら、当期の監査計画の内容や報酬の算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。
- (注) 3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「サステナビリティ開示に関するアドバイザリー業務」等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意のもとに監査等委員会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査等委員会が当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

5. 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績および配当性向等を勘案して決定してまいります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、連結純利益の30%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項および第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間期末および期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行なう場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行ないます。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額       |
|-------------------|-----------|
| 資 産 の 部           |           |
| 流 動 資 産           | 1,416,256 |
| 現金 及 び 預 金        | 220,122   |
| 受 取 手 形           | 22,492    |
| 売 掛 金             | 346,900   |
| 契 約 資 産           | 35,039    |
| 商 品 及 び 製 品       | 265,939   |
| 仕 掛 品             | 172,738   |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 283,426   |
| そ の 他             | 75,030    |
| 貸 倒 引 当 金         | △5,435    |
| 固 定 資 産           | 1,474,796 |
| 有 形 固 定 資 産       | 1,047,127 |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 286,849   |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 535,498   |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 16,978    |
| 土 地               | 166,797   |
| 建 設 仮 勘 定         | 41,004    |
| 無 形 固 定 資 産       | 50,170    |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 37,572    |
| そ の 他             | 12,597    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 377,498   |
| 投 資 有 価 証 券       | 214,144   |
| 長 期 貸 付 金         | 1,990     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 48,040    |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 27,147    |
| そ の 他             | 108,174   |
| 貸 倒 引 当 金         | △21,998   |
| 資 産 合 計           | 2,891,053 |

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 負 債 の 部                 |           |
| 流 動 負 債                 | 914,551   |
| 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 365,655   |
| 短 期 借 入 金               | 190,327   |
| 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債     | 35,000    |
| リ ー ス 債 務 金             | 31,846    |
| 未 払 払 人 税 金 等           | 50,553    |
| 契 約 負 債                 | 10,630    |
| 賞 与 引 当 金               | 75,541    |
| 製 品 保 証 引 当 金           | 27,576    |
| 受 注 工 事 損 失 引 当 金       | 20,527    |
| 解 体 撤 去 関 連 費 用 引 当 金   | 6,080     |
| 合 弁 契 約 関 連 費 用 引 当 金   | 1,227     |
| そ の 他                   | 138       |
| 固 定 負 債                 | 99,445    |
| 社 債                     | 739,441   |
| 長 期 借 入 金               | 130,000   |
| リ ー ス 債 務 金             | 479,192   |
| 繰 延 税 金 負 債             | 19,966    |
| 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 11,245    |
| 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 3,256     |
| 解 体 撤 去 関 連 費 用 引 当 金   | 58,187    |
| 合 弁 契 約 関 連 費 用 引 当 金   | 10,119    |
| そ の 他                   | 7,553     |
| 負 債 合 計                 | 1,653,993 |
| 純 資 産 の 部               |           |
| 株 主 資 本                 | 1,001,727 |
| 資 本 剰 余 金               | 250,930   |
| 資 本 剰 余 金               | 119,861   |
| 利 益 剰 余 金               | 632,946   |
| 自 己 株 式                 | △2,010    |
| そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | △743      |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 47,885    |
| 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | △743      |
| 土 地 再 評 価 差 額 金         | 4,958     |
| 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 69,485    |
| 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 38,483    |
| 非 支 配 株 主 持 分           | 75,262    |
| 純 資 産 合 計               | 1,237,059 |
| 負 債 純 資 産 合 計           | 2,891,053 |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           |                   |       | 金 額     |           |
|-------------------------------|-------------------|-------|---------|-----------|
| 売                             | 上                 | 高     |         | 2,555,031 |
| 売                             | 上                 | 原 価   |         | 2,131,813 |
| 売                             | 上                 | 総 利 益 |         | 423,218   |
| 販                             | 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |       |         | 264,496   |
| 営                             | 業 利 益             |       |         | 158,721   |
| 営                             | 業 外 収 益           |       |         |           |
|                               | 受 取 利 息 及 び 配 当 金 |       | 7,785   |           |
|                               | そ の 他             |       | 42,437  | 50,223    |
| 営                             | 業 外 費 用           |       |         |           |
|                               | 支 払 利 息           |       | 13,911  |           |
|                               | そ の 他             |       | 37,840  | 51,752    |
| 経                             | 常 利 益             |       |         | 157,192   |
| 特                             | 別 利 益             |       |         |           |
|                               | 負 の の れ ん 発 生 益   |       | 16,708  |           |
|                               | 固 定 資 産 売 却 益     |       | 5,459   |           |
|                               | 段 階 取 得 に 係 る 差 益 |       | 313     | 22,481    |
| 特                             | 別 損 失             |       |         |           |
|                               | 減 損 損 失           |       | 27,401  |           |
|                               | 解 体 撤 去 関 連 費 用   |       | 11,180  | 38,581    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |                   |       |         | 141,091   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       |                   |       | 34,150  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |                   |       | △13,858 | 20,292    |
| 当 期 純 利 益                     |                   |       |         | 120,799   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |                   |       |         | 618       |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |                   |       |         | 120,180   |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

貸借対照表 (2025年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額       |
|-------------|-----------|
| 資 産 の 部     |           |
| 流 動 資 産     | 864,854   |
| 現金及び預金      | 26,188    |
| 受取手形        | 265       |
| 売掛金         | 158,504   |
| 契約資産        | 3,851     |
| 商品及び製品      | 130,116   |
| 仕掛品         | 131,174   |
| 原材料及び貯蔵品    | 212,760   |
| 前渡金         | 6,344     |
| 前払費用        | 3,852     |
| 短期貸付金       | 107,188   |
| 未収入金        | 69,689    |
| そ の 他 金     | 15,053    |
| 貸倒引当金       | △136      |
| 固 定 資 産     | 995,149   |
| 有形固定資産      | 501,621   |
| 建物          | 98,519    |
| 構築物         | 38,294    |
| 機械及び装置      | 266,662   |
| 車両運搬具       | 728       |
| 工具、器具及び備品   | 7,770     |
| 土地          | 63,401    |
| 建設仮勘定       | 26,244    |
| 無形固定資産      | 26,257    |
| ソフトウェア      | 25,523    |
| 施設利用権       | 153       |
| その他の資産      | 580       |
| 投資その他の資産    | 467,269   |
| 投資有価証券      | 119,628   |
| 関係会社株式及び出資金 | 237,772   |
| 長期貸付金       | 78,552    |
| 前払年金費用      | 11,479    |
| 繰延税金資産      | 15,416    |
| 繰延税金負債      | 11,386    |
| 貸倒引当金       | △6,966    |
| 資 産 合 計     | 1,860,003 |

| 科 目           | 金 額       |
|---------------|-----------|
| 負 債 の 部       |           |
| 流 動 負 債       | 618,947   |
| 買入金           | 269,734   |
| 短期借入金         | 138,938   |
| 1年内償還予定の社債    | 35,000    |
| リース負債         | 25,761    |
| 未払費用          | 32,089    |
| 未払法人税等        | 28,752    |
| 未契約引当金        | 1,308     |
| 前受り収入金        | 38,131    |
| 前賞与引当金        | 13,497    |
| 製造物責任引当金      | 246       |
| 受取引当金         | 11,926    |
| 製品保証引当金       | 1,290     |
| 注工事損失引当金      | 3,490     |
| 解体撤去関連費用引当金   | 1,227     |
| 弁契約関連費用引当金    | 138       |
| 資 産 の 負 債     | 409       |
| 固 定 負 債       | 17,005    |
| 社長期借入金        | 491,537   |
| 長期未払法人税等      | 130,000   |
| 退職給付引当金       | 278,494   |
| 退職給付引当金       | 4,128     |
| 解体撤去関連費用引当金   | 30        |
| 弁契約関連費用引当金    | 54,374    |
| 資 産 の 負 債     | 10,119    |
| そ の 他 金       | 7,553     |
| 繰延税金負債        | 3,691     |
| 繰延税金資産        | 3,143     |
| 負 債 合 計       | 1,110,484 |
| 純 資 産 の 部     |           |
| 株 主 資 本       | 709,483   |
| 資 本 金         | 250,930   |
| 資 本 剰 余 金     | 122,697   |
| 資本準備金         | 122,697   |
| 利益剰余金         | 337,445   |
| 利益剰余金         | 337,445   |
| 固定資産圧縮積立金     | 1,520     |
| 繰越利益剰余金       | 335,924   |
| 自己株式          | △1,589    |
| 評価・換算差額等      | 40,035    |
| その他の有価証券評価差額金 | 40,944    |
| 繰延ヘッジ損益       | △908      |
| 純 資 産 合 計     | 749,518   |
| 負 債 純 資 産 合 計 | 1,860,003 |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 |   |   |   | 金 | 額         |
|-----|---|---|---|---|-----------|
| 売   | 上 | 高 |   |   | 1,375,958 |
| 売   | 上 | 原 | 価 |   | 1,227,927 |
| 売   | 上 | 総 | 利 |   | 148,031   |
| 販   | 売 | 費 | 及 | び | 一         |
| 営   | 業 | 利 |   |   | 97,898    |
| 営   | 業 | 利 | 益 |   | 50,132    |
| 営   | 業 | 外 | 収 | 益 |           |
| 受   | 取 | 利 | 息 | 及 | び         |
| そ   |   | の | 配 | 当 | 金         |
| 営   | 業 | 外 | 費 | 用 | 他         |
| 支   | 払 | 利 | 息 |   | 87,684    |
| そ   |   | の | 他 |   | 14,138    |
| 経   | 常 | 利 | 益 |   | 101,822   |
| 特   | 別 | 損 | 失 |   |           |
| 解   | 体 | 撤 | 去 | 関 | 連         |
| 減   | 損 | 損 | 失 |   | 6,838     |
| 税   | 引 | 前 | 当 | 期 | 純         |
| 法   | 人 | 税 | 、 | 住 | 民         |
| 法   | 人 | 税 | 等 | 調 | 整         |
| 当   | 期 | 純 | 利 | 益 | 35,948    |
|     |   |   |   |   | 42,786    |
|     |   |   |   |   | 109,169   |
|     |   |   |   |   |           |
|     |   |   |   |   | 11,180    |
|     |   |   |   |   | 2,641     |
|     |   |   |   |   | 95,346    |
|     |   |   |   |   | 1,231     |
|     |   |   |   |   | △9,605    |
|     |   |   |   |   | △8,374    |
|     |   |   |   |   | 103,721   |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

【ご参考】 連結キャッシュ・フローの状況 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

| 科 目                      | 金 額      |     |
|--------------------------|----------|-----|
|                          |          | 百万円 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー         | 148,261  |     |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー         | △113,873 |     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー         | △96,227  |     |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額         | 7,844    |     |
| 現金及び現金同等物の増減額            | △53,995  |     |
| 現金及び現金同等物の期首残高           | 278,728  |     |
| 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 | △4,860   |     |
| 現金及び現金同等物の期末残高           | 219,872  |     |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社 神戸製鋼所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 島 久 木 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 塚 本 健   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 春 名 智 之 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社 神戸製鋼所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 島 久 木 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 塚 本 健   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 春 名 智 之 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第172期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第172期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及びこれに基づく各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 企業集団の内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、これに基づく各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

株式会社 神戸製鋼所 監査等委員会

監査等委員会委員長 河 野 雅 明 ㊞

監査等委員（常勤） 松 本 群 雄 ㊞

監査等委員（常勤） 後 藤 有一郎 ㊞

監査等委員 三 浦 州 夫 ㊞

監査等委員 関 口 暢 子 ㊞

(注) 監査等委員河野雅明、監査等委員三浦州夫、監査等委員関口暢子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。